

# 徳島県こども計画（素案） （愛称公募予定）

令和 年 月

徳 島 県

皆が互いに助け合える社会

子供の意見をきいてほしいです。

いじめを徹底的に無くしてほしいです。

交通機関をもっと増やしてほしい。

遊べる場所をもっと増やしてほしい

ネットがなくても楽しめる環境。

スポーツが楽しめる場所をつくってほしい。

一人一人がやりたいことをやれて、思ったことを言える社会になった方がいいと思う。

皆が「安心」して幸せに暮らせる社会

中学生でも趣味のことができれば、何でもできるんです。

学校と休むと習ったときにミゲンを悪くしないで理由を聞いてほしいです。

## こどもたちからの

「まわりのおとなや社会全体に伝えたい」、「こんな社会になったらいいな」など、

外国の人が来たいと思ってくれるような魅力を持った社会

みんなが優しく関わ合える社会

徳島がさらに賑わいが生まれるような社会になってほしい。

大人になったら、私は徳島出身だよとほこれるくらい魅力であふれる町にしたいです。

こどもができるだけ不安を抱えずに過ごせる社会にしたい。

子どもの意見を真向から全て否定しないようにしてほしい。

子ども中心に考えてほしい。

困った時に支えてくれる社会。

誰もがくらしやすい社会

皆の健康な  
社会にばかり  
よれと思う。

子ども、特に小学校高学年～  
高校生は大人が思っている程  
子どもではないし、それぞれ自分  
なりに考えているということを覚え  
ておいてほしい。

環境のせいで自分の夢  
ややりた=いいことを制  
限する人が少なくな  
る社会にしたい。

もっと遊べるような場所を  
つくってほしい

外見だけで  
人を差別しない  
社会にしたい。

自由に結婚や出産が  
安全にできるようにな  
れば良い。

「甘やかす」「甲斐ない」「子どものせい」  
という偏見がある人が多く、無意識  
に言葉がは表すと区別を  
しているのは多いと思う。  
令和の感覚を持ってほしい。

有名人が来イベントがで=なる  
ような場所が=きてほしいな  
と思ってる。

自動で家事をして=なる  
ロボットが普及されたら  
うれしいです。

## メッセージ



「徳島県こども計画」の策定にあたって、こどもたちからのメッセージです。

もっと自習室や、遊べる  
場所があれば、うれしい  
です。

これからの社会は今の私たち  
が祖、71歳の7、暮らしや  
すい社会、通いしやすい環境を  
つくってほしいと思ってる。

子どもから「私のいうことだけ」  
「大人にまかろうな」  
と大人中心の社会ではなく、  
人々の権利を大切に(子どものいけん)  
してほしい。

学校と家以外、  
居場所がほしい。

みんなが  
お腹空かない  
社会がいいな、と  
思います。

大人や社会へ

子どもだから、と何もできない  
わけではありません！  
私たち子どもの意見もしっかり  
取り入れてください！！

こどもと大人が深く関わる  
あんまり境目ない社会

全ての人が  
生きやすい社会に  
なってほしい。

環境や貧しさで困っている  
子どもへの支援をしてあげられ  
るような社会になってほしい。

# 目次

第1章 計画の概要 .....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の性格及び役割 .....	1
3 計画の期間 .....	2
4 計画が対象とするこどもの範囲.....	2
第2章 こどもを取り巻く現状と課題.....	3
第3章 計画の基本的考え方 .....	16
1 計画の基本理念.....	16
2 計画の基本目標.....	16
3 計画の施策体系.....	19
第4章 こども施策の推進 .....	20
1 基本目標・施策の方向 .....	20
基本目標1 こどもの権利を大切にします .....	20
施策の方向（1）こどもが権利の主体であることの社会全体での共有等 .....	20
施策の方向（2）こどもの意見表明・社会参画の促進.....	21
施策の方向（3）こどもの権利擁護、個性の尊重 .....	21
基本目標2 こどもの健やかな育ちを支えます .....	24
施策の方向（1）誰もが集い、互いに支え合う居場所づくり.....	24
施策の方向（2）いじめ防止、不登校のこどもへの支援 .....	26
施策の方向（3）障がい児・医療的ケア児等への支援.....	28
基本目標3 困難な環境にあるこどもを支援します .....	30

施策の方向（１）こどもの貧困の解消に向けた対策 .....	30
施策の方向（２）ヤングケアラーへの支援 .....	31
施策の方向（３）夢や希望を諦めないための高等教育等の修学支援 .....	32
基本目標４ 社会的養育を推進します .....	34
施策の方向（１）児童虐待防止対策等の更なる強化 .....	34
施策の方向（２）こども家庭支援体制の強化 .....	35
施策の方向（３）社会的養護が必要なこどもへの支援.....	36
基本目標５ 結婚、妊娠・出産の希望が叶う環境をつくれます.....	39
施策の方向（１）若者のライフデザイン実現への支援.....	39
施策の方向（２）妊娠・出産に関する支援 .....	40
施策の方向（３）妊娠期から幼児期までの切れ目のない支援.....	40
基本目標６ 子育て支援を充実します .....	43
施策の方向（１）子育て家庭の負担の軽減 .....	43
施策の方向（２）共働き・共育での推進.....	44
施策の方向（３）ひとり親家庭への支援.....	46
２ 施策の総合的推進体制の整備 .....	48
計画の成果目標.....	○
ライフステージ別（誕生前から幼児期・学童期・思春期・青年期）一覧表.....	○
意見聴取の結果.....	○
用語解説.....	○
参考資料.....	○

# 第1章 計画の概要

第1章の計画の概要では、計画策定の趣旨、計画の性格及び役割、計画の期間、計画が対象とするこどもの範囲、計画において定める県区域の設定を示します。

## 1 計画策定の趣旨

こどもは、とくしまの未来を担う大切な存在です。

本県では、これまでこども施策関連の6つの計画（①第2期徳島はぐくみプラン、②とくしま青少年プラン2022、③第2期徳島県子ども・子育て支援事業支援計画、④徳島こども未来応援プラン、⑤徳島県ひとり親家庭等自立促進計画、⑥成育医療計画（こども関係））に基づいて、こども施策を推進してきました。

現在、本県のこどもを取り巻く社会状況は、未婚化・晩婚化・晩産化等に伴い少子化が進行し、出生数が過去最少となっていること、共働き世帯の増加やヤングケアラー等、家庭環境が著しく変化していること、いじめの認知件数や不登校児童生徒数、児童虐待相談対応件数が過去最多となっていること等、こどもをめぐる問題はより深刻さを増しており、その対応は、重要かつ喫緊の課題となっています。

全国的にも同様の課題を抱えており、令和5年4月1日には、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行され、同年12月には、国の「こども大綱」が策定されました。

こども大綱では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会、「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

本県では、こども大綱を踏まえて、本県で暮らすすべてのこどもが、将来にわたって健やかに幸せな状態（ウェルビーイング）で過ごせる社会の実現を目指し、こどもも子育て当事者も、過度な使命感や負担を抱くことなく子育ての喜びを実感できるよう、こども施策関連の6つの計画を統合した新たな「徳島県こども計画」を策定します。

## 2 計画の性格及び役割

(1) この計画は、下記のこども施策に関する計画を一体的に策定するものです。

- こども基本法第10条第1項に基づく都道府県こども計画
- 子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に基づく都道府県こども・若者計画
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第1項に基づく都道府県計画
- 次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく都道府県行動計画
- 子ども・子育て支援法第62条第1項に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づくひとり親家庭等自立促進計画
- 「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」を踏まえた成育医療計画
- 都道府県社会的養育推進計画の策定要領に基づく都道府県社会的養育推進計画

(2) この計画は、下記の県計画と連携して施策を推進します。

- 徳島新未来創生総合計画
- 徳島県地域防災計画
- とくしま新未来DX推進プラン(仮称)
- 徳島県男女共同参画基本計画
- “未来へつながる”とくしま地域福祉プラン(徳島県地域福祉支援計画)
- いのちを守る自殺対策総合計画(徳島県自殺対策基本計画)
- 徳島県保健医療計画
- 徳島県障がい者施策基本計画(障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画)
- 徳島県食育推進計画
- 徳島県教育振興基本計画

### 3 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

### 4 計画が対象とするこどもの範囲

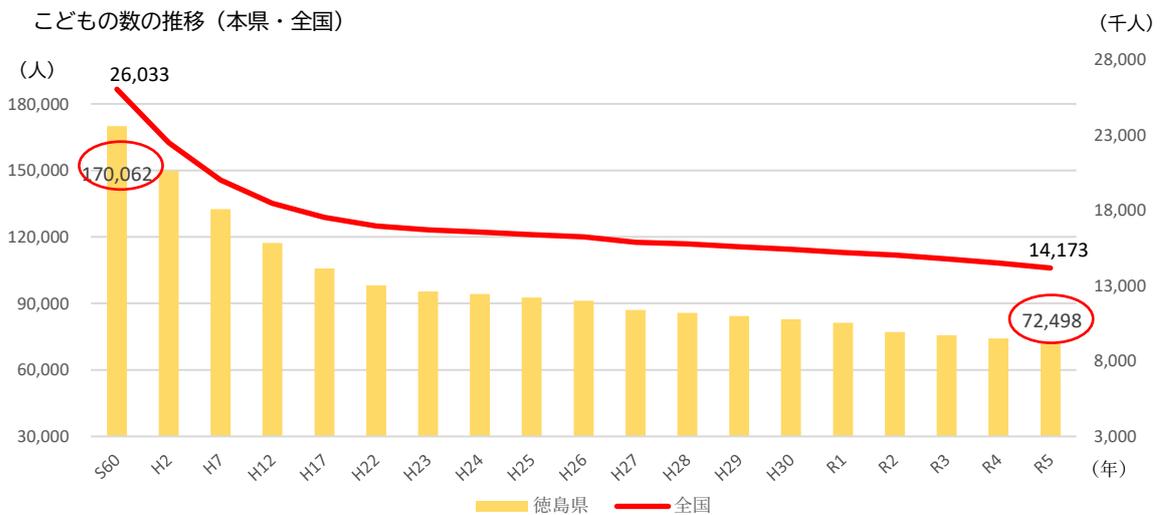
この計画が対象とする「こども」は、「心身の発達過程にある者」としています。18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、心や身体の成長段階にある人を対象としています。こどもに関する施策の実施に当たっては、必要に応じて施策の対象とする範囲を定めるものとします。

## 第2章 こどもを取り巻く現状と課題

第2章のこどもを取り巻く現状と課題では、こどもに影響を及ぼすと考えられる社会環境の変化について示しています。

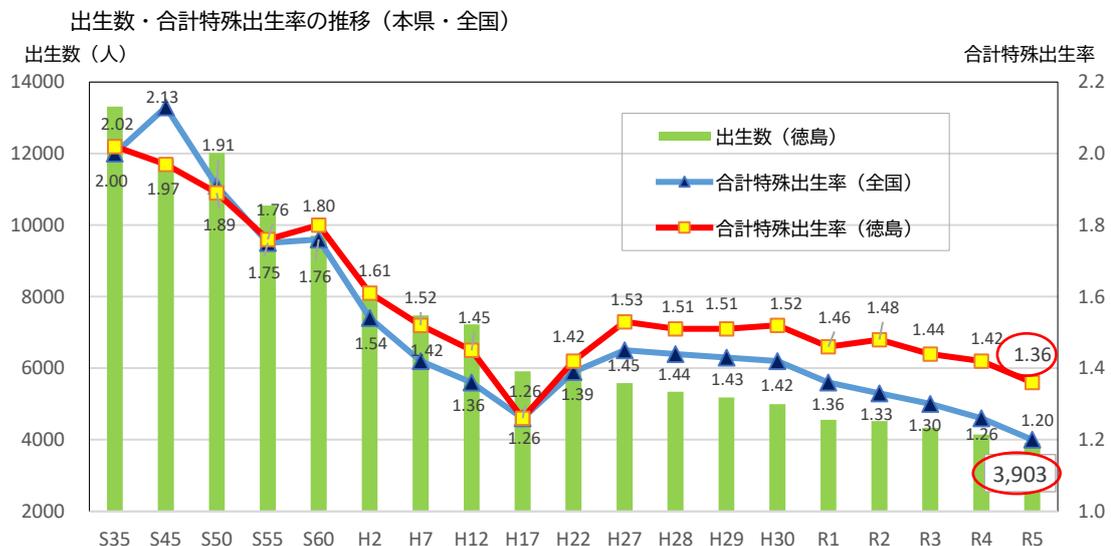
### (1) こどもの数の減少

本県の年少人口（15歳未満のこどもの数）は、2023（令和5）年に72,498人で、全国の傾向と同じく減少を続け、1985（昭和60）年の170,062人から半数以下に減少しています。



### (2) 出生数と合計特殊出生率の低下

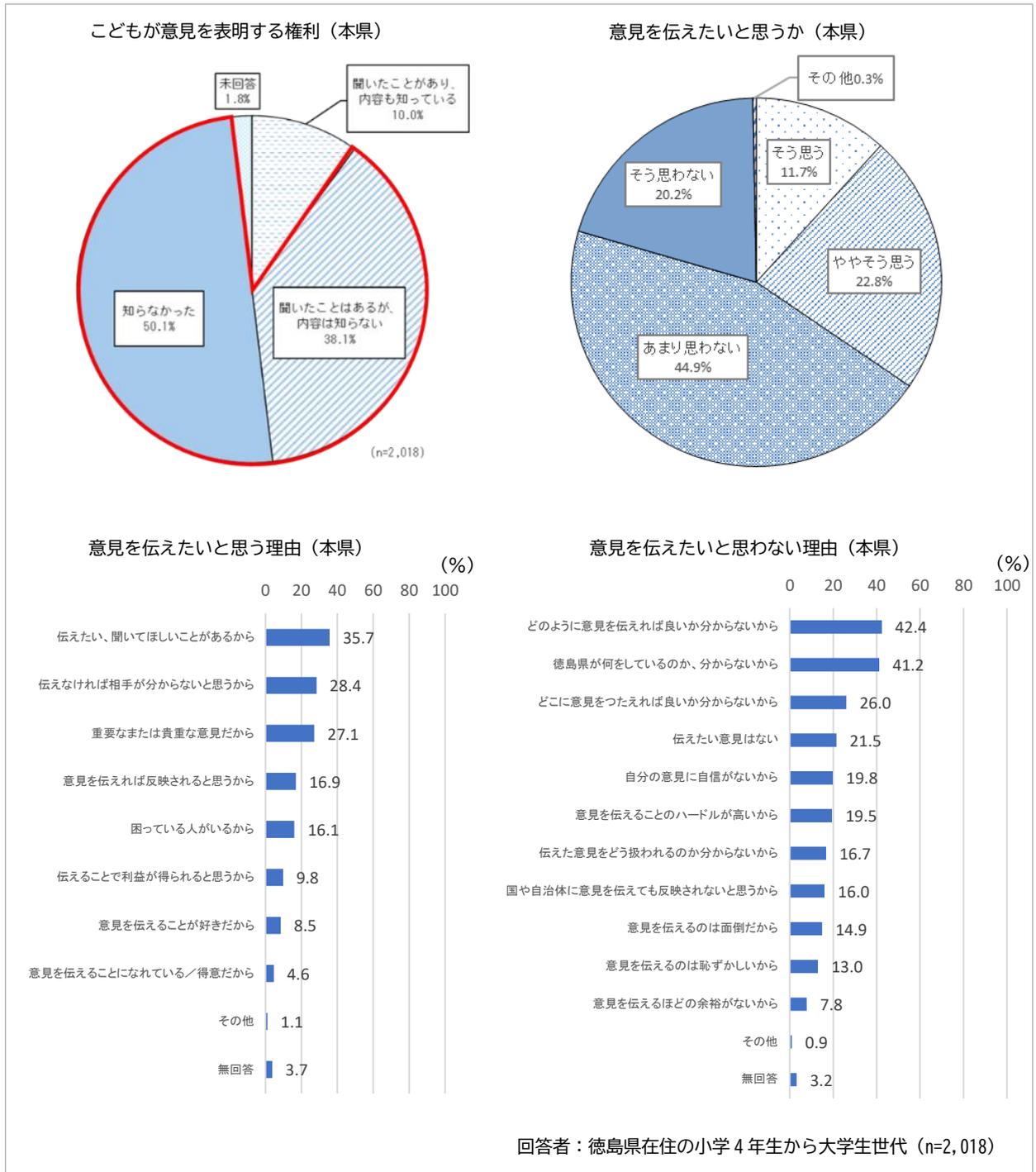
本県の2023（令和5）年の出生数は3,903人と、第2次ベビーブームが到来した1975（昭和50）年の12,020人と比較して4割以下まで低下しています。また、合計特殊出生率は、過去最低であった2005（平成17）年以降は上昇に転じ、2018（平成30）年には1.52まで回復したものの、近年は再び全国平均と同様に低下しています。



### (3) こどもの意見表明

本県が実施したアンケート結果によると、「こどもが意見を表明する権利」については、「知らなかった」「聞いたことはあるが、内容は知らない」の合計は88.2%となっています。

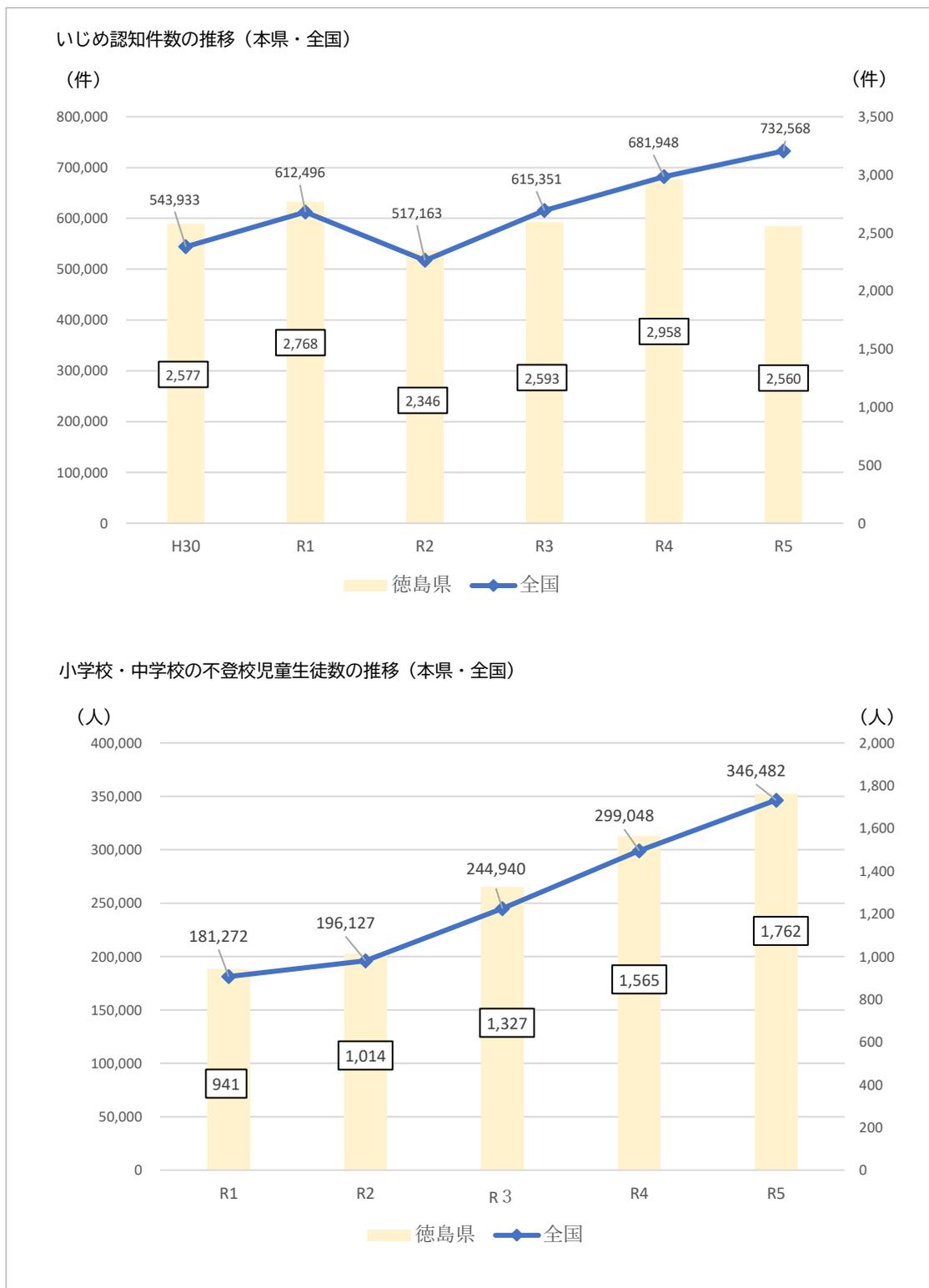
また、「徳島県のまちづくりや、こどもに関する取組について意見を伝えたいか」については、「そう思う」「ややそう思う」の合計は34.5%であり、その理由は「伝えたい、聞いてほしいことがあるから」が最も高くなっている一方、「そう思わない」「あまり思わない」が65.1%を占めており、理由は「どのように意見を伝えれば良いか分からないから」が最も高くなっています。



出典：令和6年度今これ！とくしまボックスにおけるアンケート調査（徳島県）

#### (4) いじめ・不登校の状況

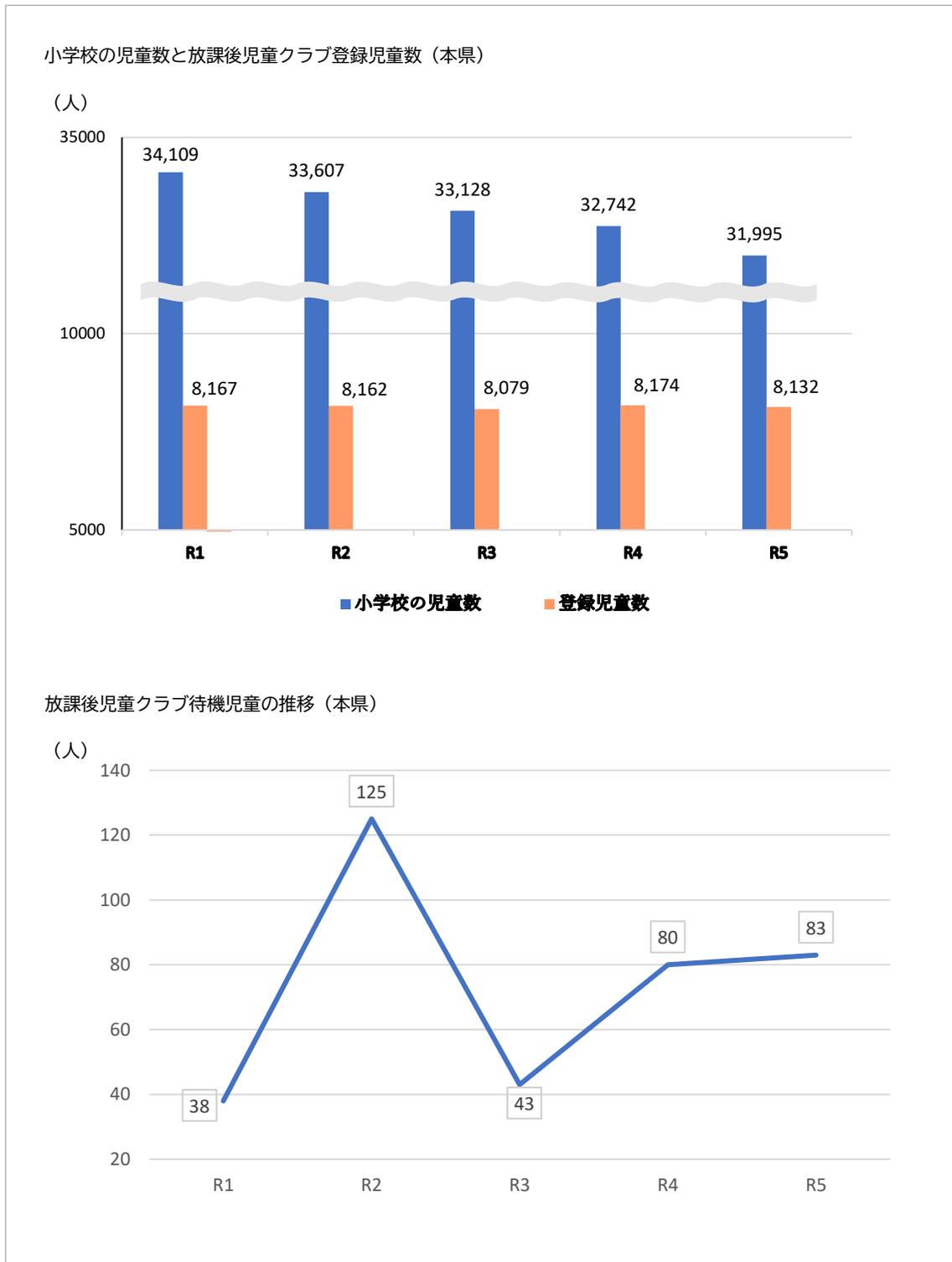
本県の小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめ認知件数は、2023（令和5）年度は、2,560件（前年度比398件減少）でした。また、本県の小・中学校における不登校児童生徒数は1,762人（前年度比197人増加）で過去最多となっています。



出典：令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）

(5) 放課後児童クラブの状況

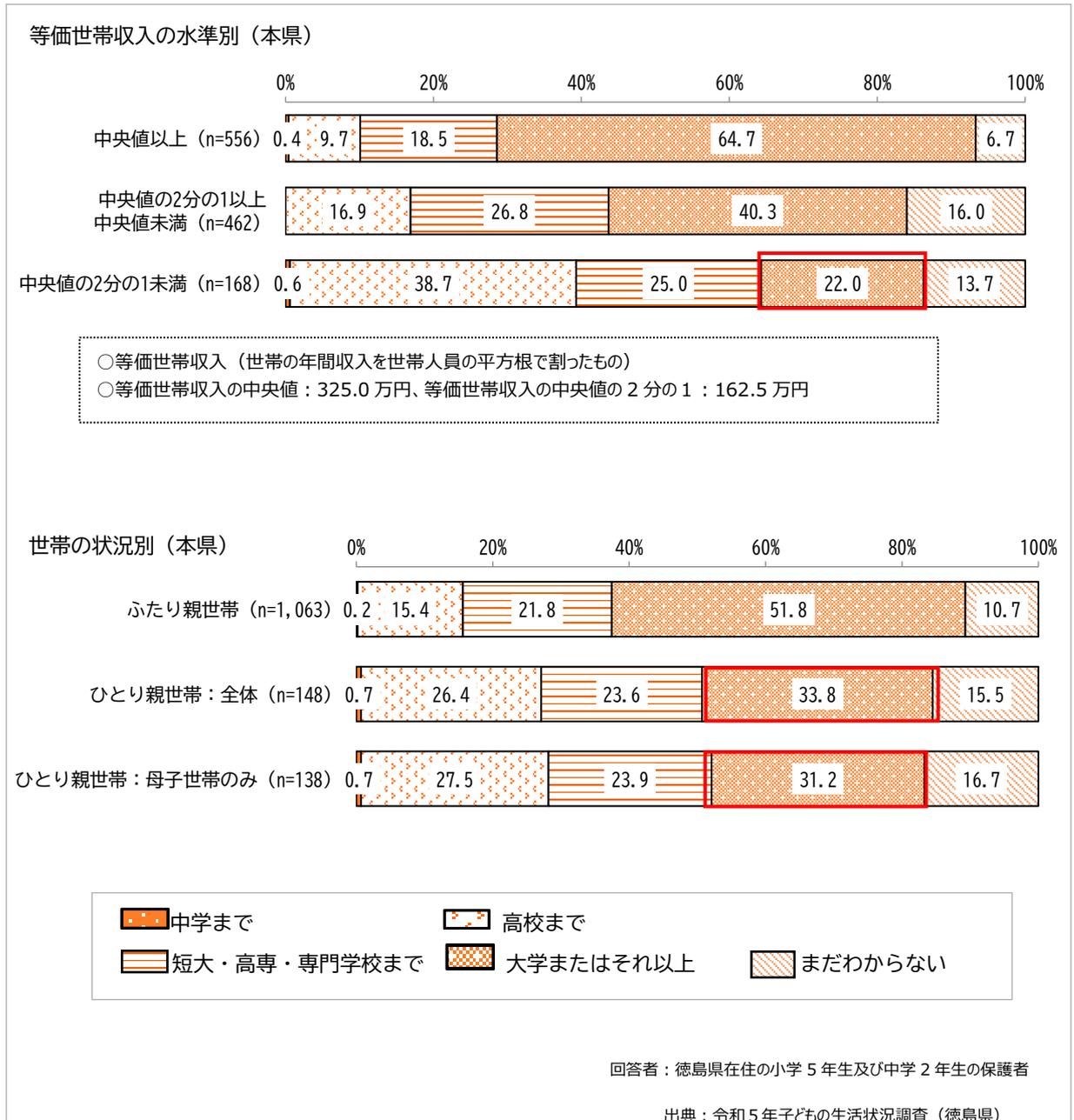
本県の小学生の数は、2021（令和元）年度から2023（令和5）年度までに2,114人減少しています。一方で、放課後児童クラブへ登録した児童は約8,100人を維持しています。



出典：状況調査（こども家庭庁）、徳島県公立学校関係データ（徳島県）

## (6) こどもの進学

こどもの進学段階に関する希望・展望については、年間収入の水準が低いほど、「大学またはそれ以上」の割合が低くなっています。また、世帯の状況別では、「ひとり親世帯」において、「大学またはそれ以上」の割合が低くなっています。

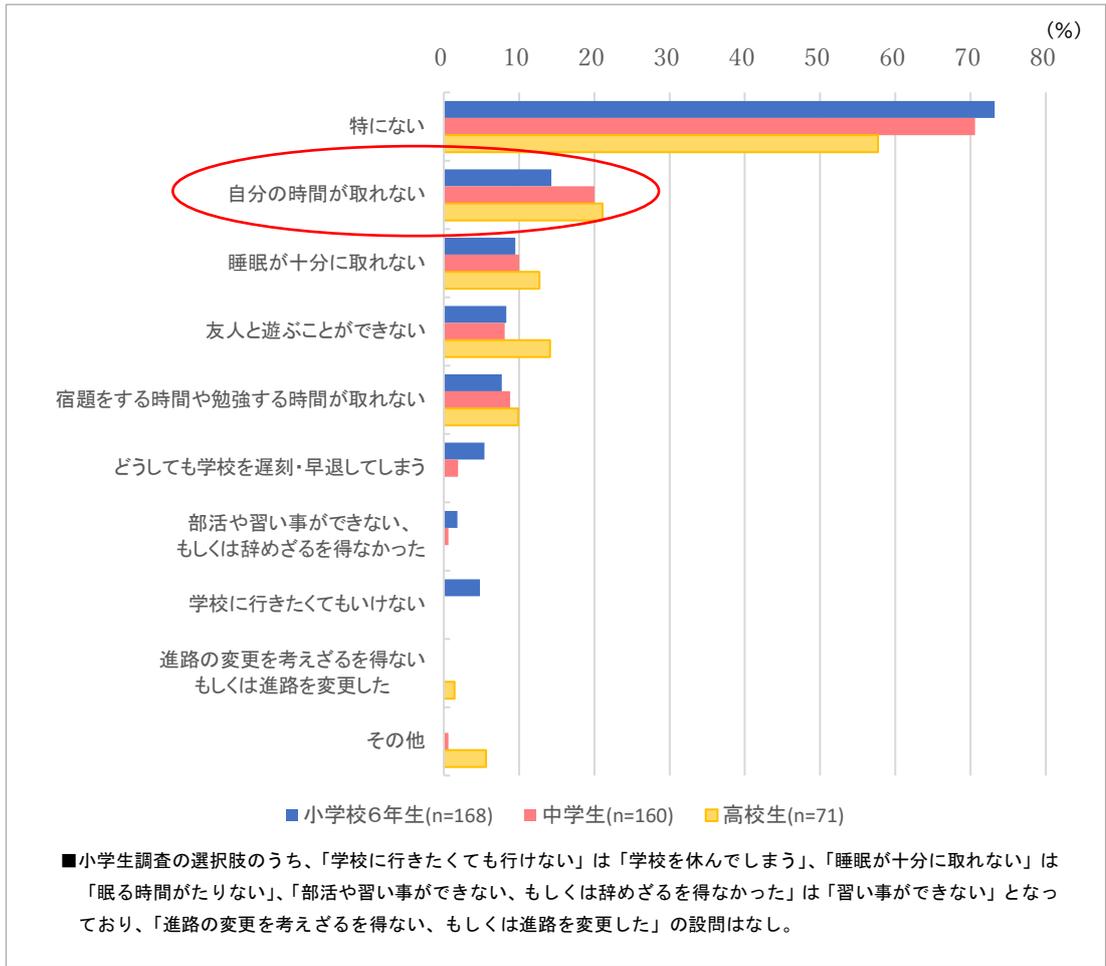


## (7) ヤングケアラーの状況

本県が、2022（令和4）年に実施した「ヤングケアラーに関する実態調査」結果では、「世話をしているためにやりたいけれどできないこと」については、小中学生、高校生ともに「特にない」が最も高く、次いで「自分の時間が取れない」の割合が高くなっています。

また、「宿題をする時間や勉強する時間が取れない」や「進路の変更を考えざるを得ない、もしくは進路を変更した」等、勉強時間や進路にも影響があったといった回答がありました。

世話をしているためにやりたいけれどできないこと（本県）

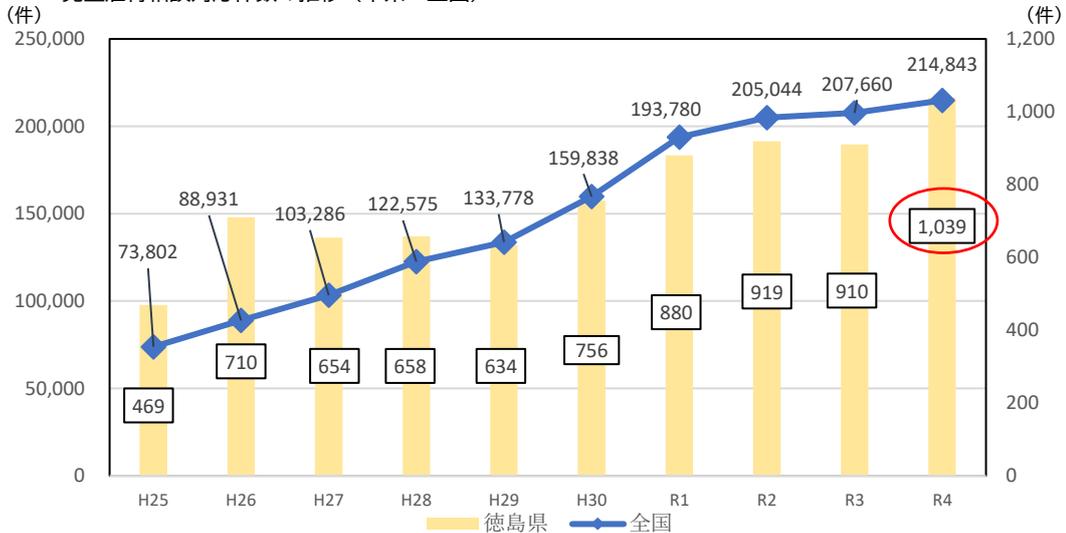


出典：令和4年度徳島県ヤングケアラーに関する実態調査（徳島県）

(8) 増加する児童虐待

全国の児童相談所が2022（令和4）年度に対応した児童虐待相談対応件数は、219,170件で過去最多となっています。また本県において、県内3ヶ所のこども女性相談センターで対応した件数は1,039件であり、全国同様に過去最多となっています。

児童虐待相談対応件数の推移（本県・全国）

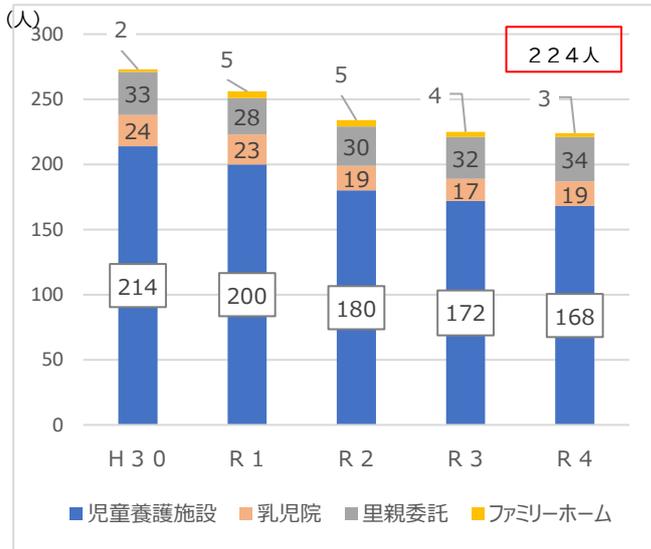


出典：令和4年度福祉行政報告例（厚生労働省）

### (9) 代替養育を必要とするこども数の状況

本県には児童養護施設が7か所、乳児院が1か所あります。代替養育を必要とするこども数（入所措置及び里親等委託されているこども数）は、2022（令和4）年度には、施設に187人（県外施設への入所者2名含む）が入所しており、里親とファミリーホームへの入所を含めると224人のこどもが委託されています。また、本県の里親委託率は、上昇傾向にあるものの、全国平均を下回っています。

入所措置又は里親等委託されているこどもの推移（本県）



里親委託率の推移（本県）

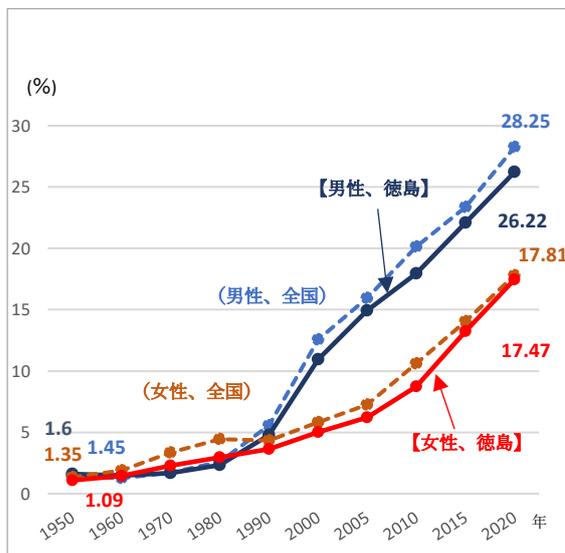


出典：令和4年度福祉行政報告例（厚生労働省）

### (10) 未婚化・晩婚化の進行

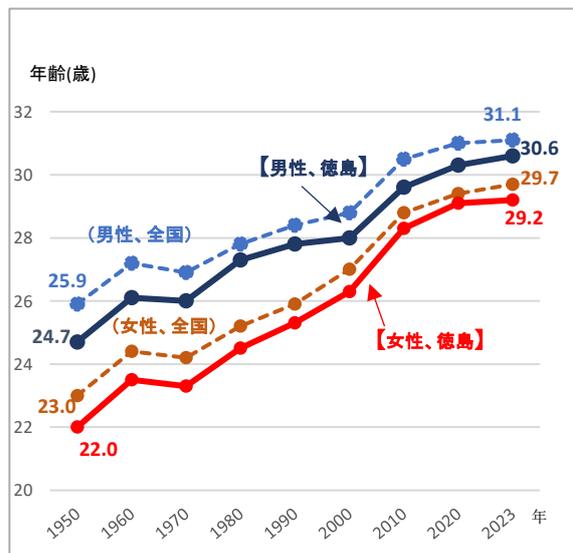
本県の生涯未婚率は、全国と同様に1990（平成2）年を境に大幅に上昇し、2020（令和2）年時点で、本県男性の3.8人に1人、女性の5.7人に1人が未婚となり、急速に未婚化が進行しています。また、本県の2023（令和5）年の平均初婚年齢は男性30.6歳、女性29.2歳で、1950（昭和21）年時と比較して、男性は5.9歳、女性は7.2歳高くなっています。

生涯未婚率（本県・全国）



出典：人口統計資料集（国立社会保障・人口問題研究所）

平均初婚年齢（本県・全国）

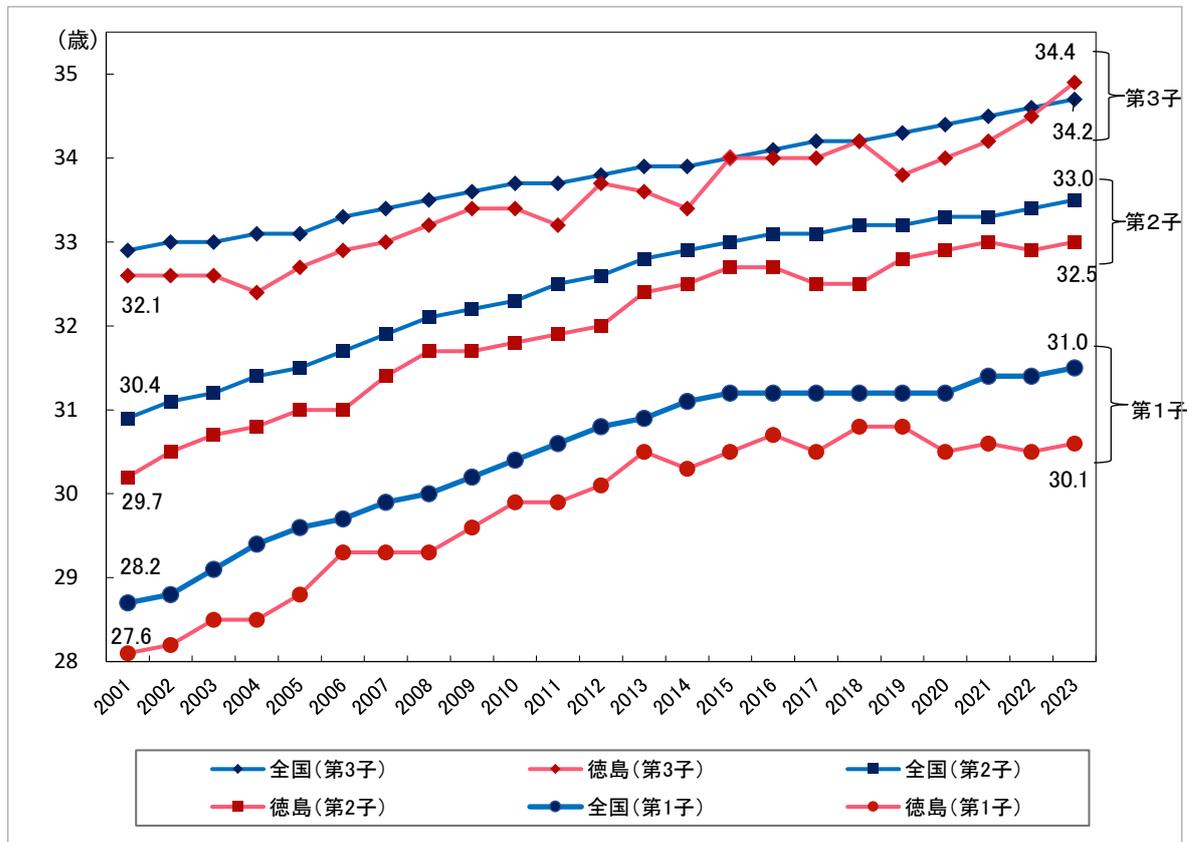


出典：人口動態調査（厚生労働省）

## (11) 晩産化の進行

本県の第1子を出産したときの母親の平均年齢は、2023（令和5）年は30.1歳と、2001（平成13）年の27.6歳と比較して2.5歳遅くなっています。また、第2子では2.8歳、第3子では2.3歳遅くなっており、晩産化が進行しています。

第1～3子出生時の母の平均年齢の推移（本県・全国）

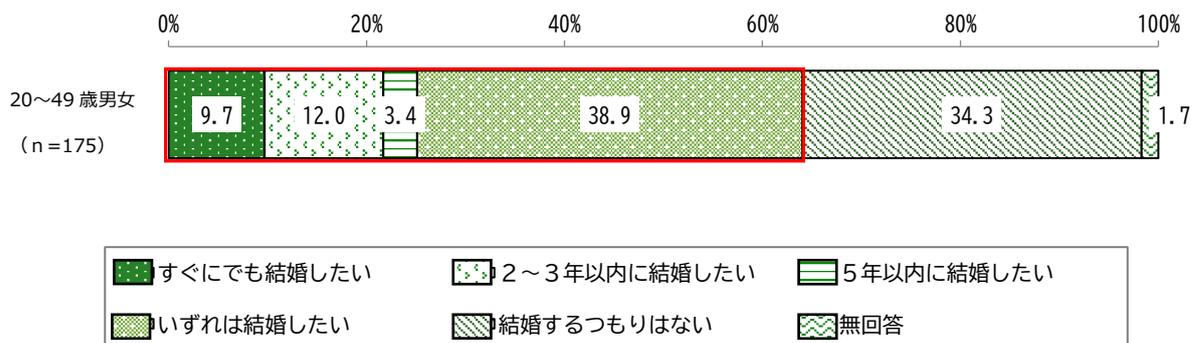


出典：人口動態調査（厚生労働省）

## (12) 結婚への考え方

本県が2023（令和5）年に実施した「結婚・子育てに関するアンケート調査」によると、「すぐにでも結婚したい」、「2～3年以内に結婚したい」、「5年以内に結婚したい」、「いずれは結婚したい」を合算すると64%が結婚の意向があると回答しています。また、結婚していない理由は、「適当な相手にめぐりあわない」が最も多く、「自由さや気楽さを失いたくない」が続いています。

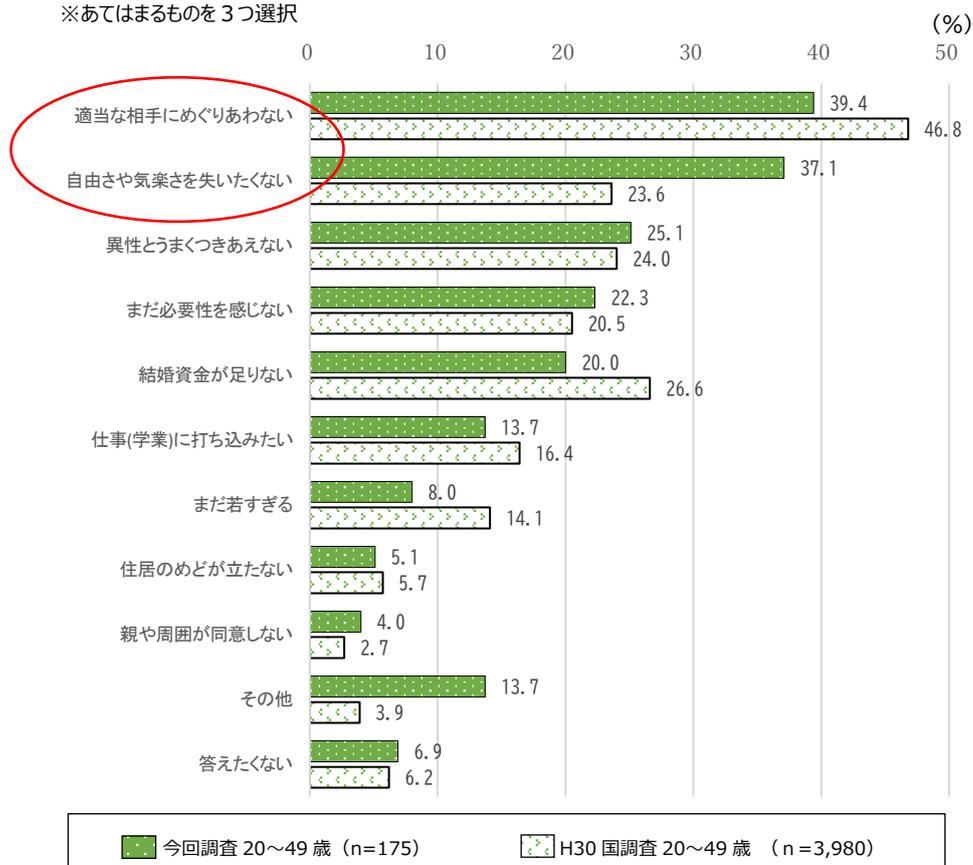
結婚意向（本県）



出典：令和5年結婚・子育てに関するアンケート調査（徳島県）

### 結婚していない理由（本県）

※あてはまるものを3つ選択

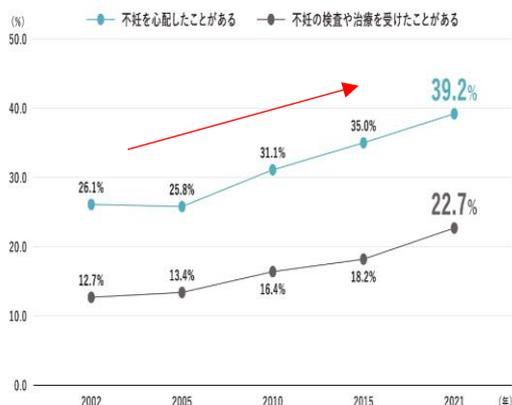


出典：令和5年結婚・子育てに関するアンケート調査（徳島県）

### (13) 不妊治療の状況

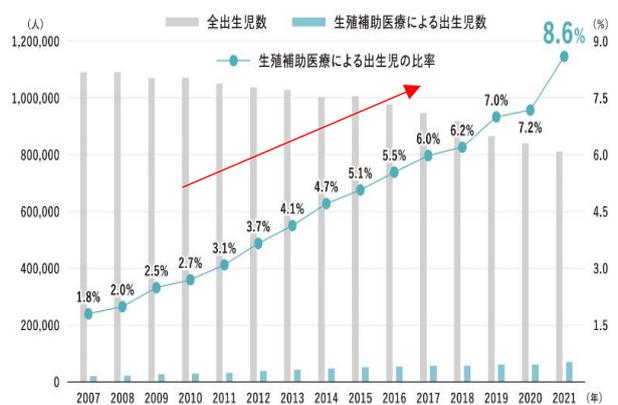
不妊の検査・治療の経験がある夫婦の割合は、全国で年々増加し、2021（令和3）年は、22.7%と、「約4.4組に1組」となっています。また、体外受精や顕微授精といった「生殖補助医療」により生まれた赤ちゃんは、6万9,797人であり、全出生児数にしめる割合は、8.6%、「約12人に1人」となっています。

不妊の検査や治療を受けたことがある夫婦の割合（全国）



出典：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障・人口問題基本調査」

全出生児に占める生殖補助医療による出生児の割合（全国）



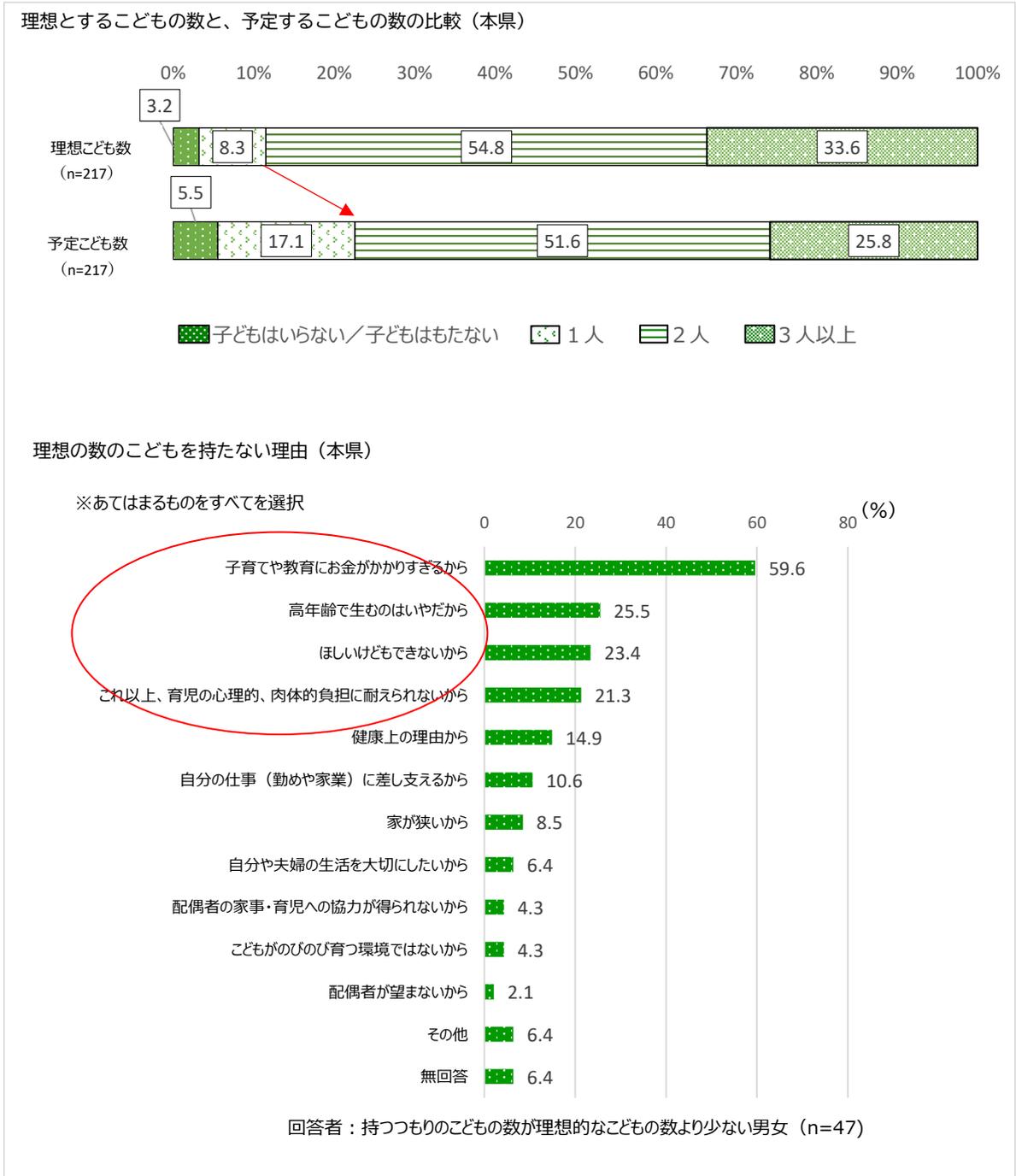
出典：生殖補助医療による出生児数：公益社団法人日本産科婦人科学会「ARTデータブック(2021年)」、全出生児数：厚生労働省「令和3年(2021年)人口動態統計(確定数)」

出典：こども家庭庁ホームページ（<https://funin-fuiku.cfa.go.jp/dictionary/theme03/#sec01>）

#### (14) 理想とするこどもの数と予定するこどもの数

理想とするこどもの数と予定するこどもの数を比較すると「こどもをもたない」、「1人」が増加した一方で、「2人」、「3人以上」が減少しています。

また、理想の数のこどもを持たない理由としては、「お金がかかりすぎる」が最も高く、次いで、「高年齢で生むのはいや」、「ほしいけどできない」、「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられない」の割合が高くなっています。

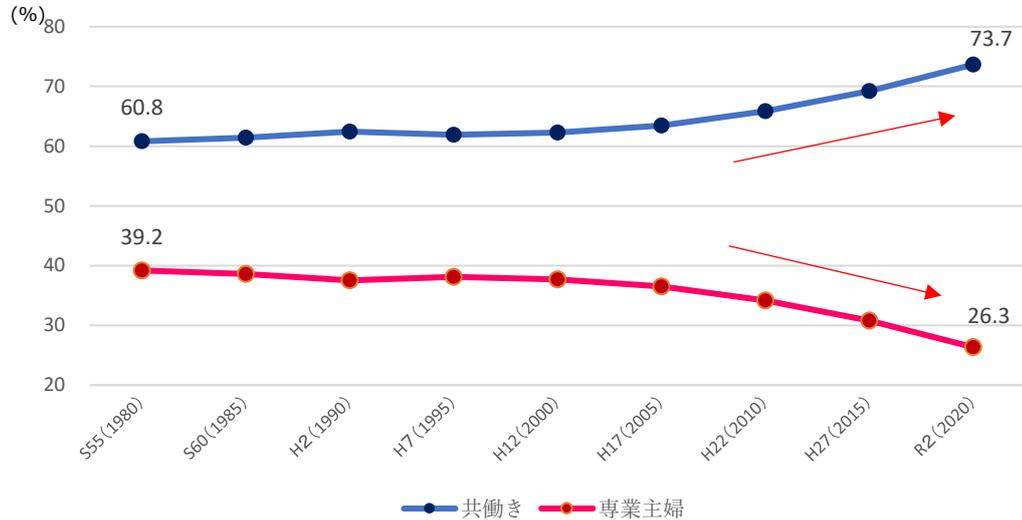


出典：令和5年結婚・子育てに関するアンケート調査（徳島県）

### (15) 共働き世帯と専業主婦世帯の推移

本県の2020(令和2)年の共働き世帯と専業主婦世帯の割合は、おおむね7対3となっています。

共働き世帯と専業主婦世帯の割合(本県)

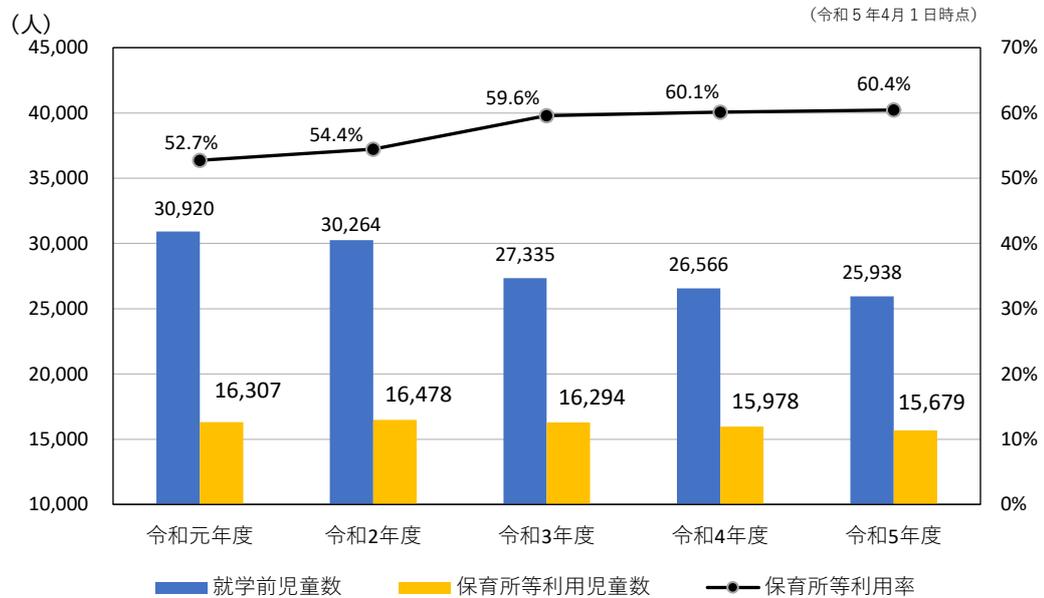


出典：国勢調査(総務省)

### (16) 保育所等の利用状況

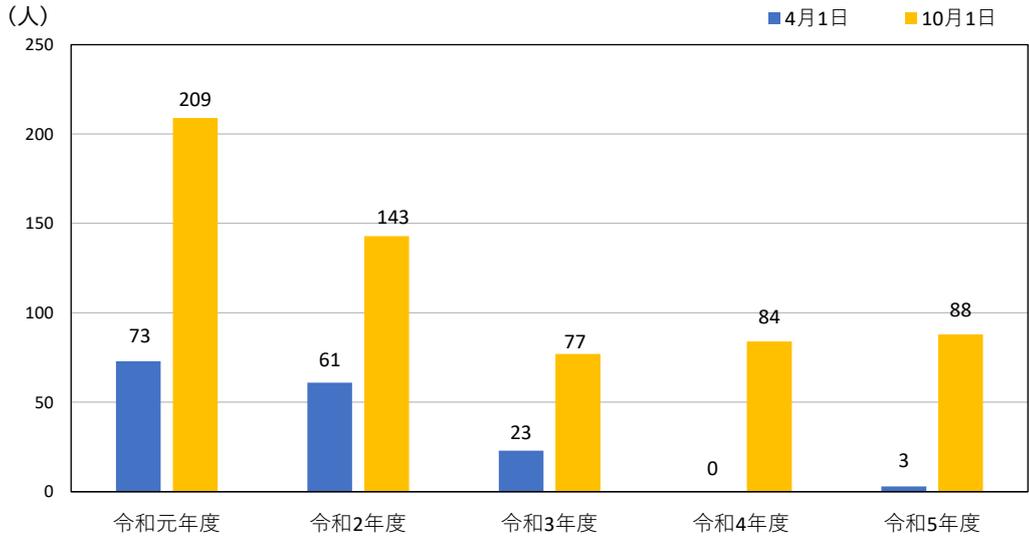
本県の就学前児童数は年々減少していますが、保育所等利用率は上昇しています。また、待機児童数は、年度当初はほぼ解消していますが、年度途中に発生している状況となっています。

就学前児童数と保育所等利用率の推移(本県)



出典：保育所等利用待機児童数調査(徳島県)

待機児童数の推移（本県）

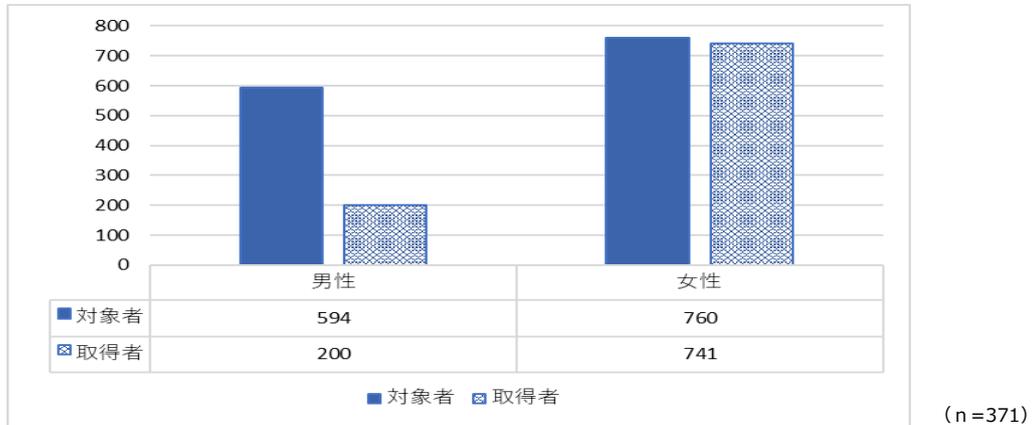


出典：保育所等利用待機児童数調査（徳島県）

(17) 育児休業の取得状況

女性の育児休業の取得割合は97.5%ですが、男性の取得割合は33.67%にとどまっています。また、取得期間については、女性の場合1ヶ月以上の割合が99.6%と高く、男性は、1ヶ月未満が70.0%となっています。

県内事業所の過去1年間の育児休業対象者と取得者数（本県）



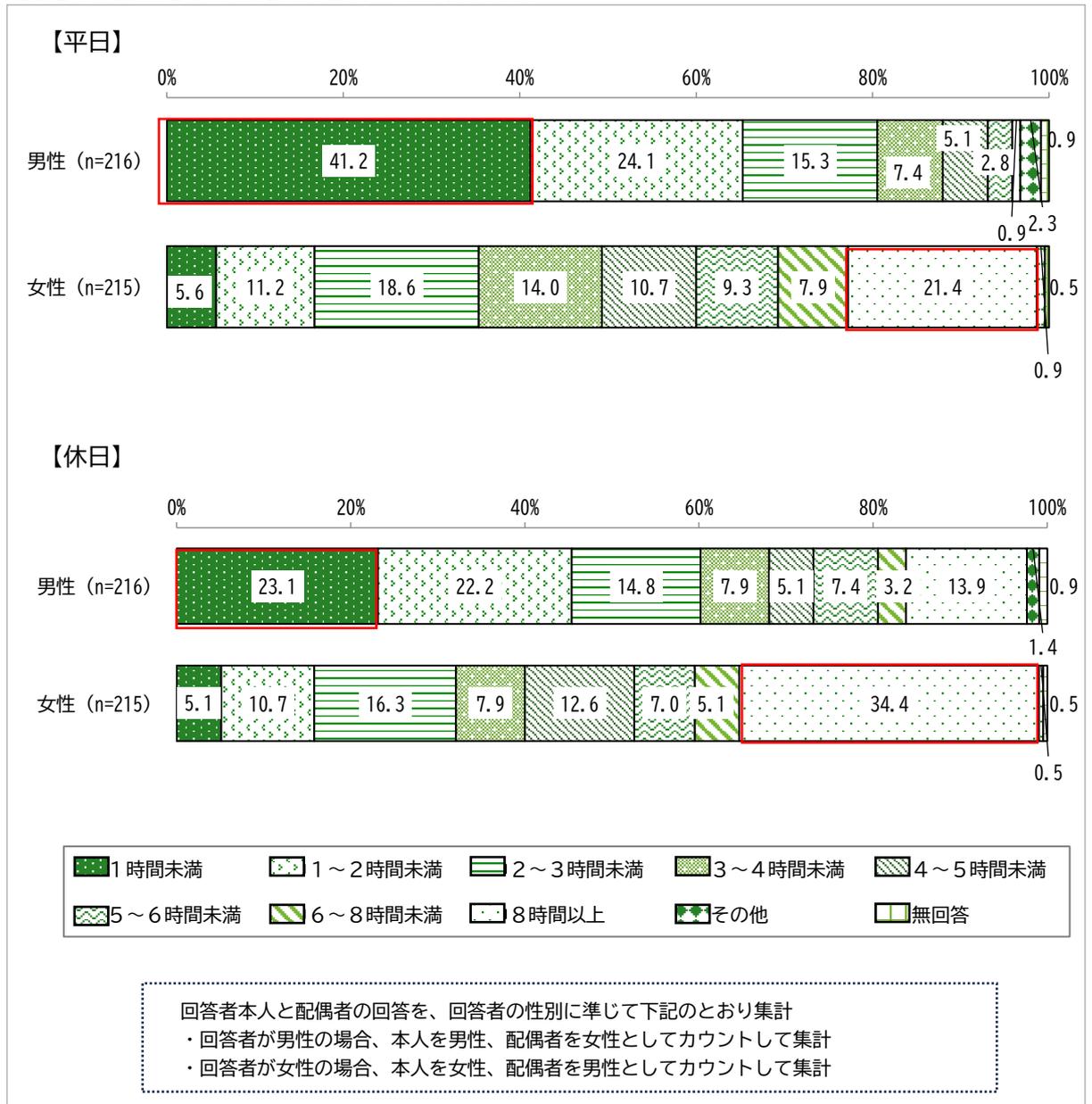
区分	対象者	対象者 企業数	取得者	取得者 企業数	取得 割合	1ヶ月 未満	割合	1ヶ月 以上	割合
男性	594	207	200	93	33.67%	140	70.00%	60	30.00%
女性	760	275	741	271	97.50%	3	0.40%	738	99.60%

出典：令和5年度企業採用活動等実態調査（徳島県）

### (18) 家事・育児時間

家事・育児時間については、平日は、男性の場合、「1時間未満」が41.2%と最も高く、女性の場合は、「8時間以上」(21.4%)、「2～3時間未満」(18.6%)の割合が高くなっています。また、休日は、男性の場合、「1時間未満」が23.1%、女性の場合は、「8時間以上」が34.4%と最も高くなっています。

回答者本人と配偶者の平日及び休日の家事・育児時間（本県）



出典：令和5年結婚・子育てに関するアンケート調査（徳島県）

## 第3章 計画の基本的考え方

第3章の計画の基本的考え方では、徳島県こども計画の基本理念を実現するための基本目標や計画の体系を示しています。

### 1) 計画の基本理念

すべてのこどもが笑顔になれる  
「こどもまんなか とくしま」の実現  
～こどもも子育て当事者も幸せを実感できる社会へ～

徳島で暮らすすべてのこどもが、笑顔で健やかに成長し、将来にわたって健やかに幸せな状態（ウェルビーイング）で過ごせる社会の実現を目指し、こどもも子育て当事者も幸せを実感できるよう、地域の実情に応じて、こどもや子育て当事者の意見を反映したこども施策を総合的に推進します。

### 2) 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するために、次の6つの基本目標を掲げて、実効性のあるこども施策を展開していきます。

#### 基本目標1 こどもの権利を大切にします

こども・若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在であり、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく、意見表明・社会参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体です。つまり、こども・若者は、心身の発達の過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体です。

こども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図ります。

## 基本目標2 こどもの健やかな育ちを支えます

こどもの健やかな育ちには、すべてのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全に安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長することができるよう、社会全体で支えていくことが必要です。

また、こども・若者の良好な成育環境を保障するため、いじめ、不登校、ひきこもり等のこどもへの支援や、障がい児・医療的ケア児等の特性や支援ニーズに応じたきめ細かい支援やインクルージョンを推進する等、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるよう、必要となる施策を推進します。

## 基本目標3 困難な環境にあるこどもを支援します

貧困と格差は、こどもやその家族の幸せな状態を損ね、人生における選択可能性を制約し、ひいては社会の安定と持続性の低下にもつながります。このため、貧困と格差の解消を図ることは、良好な成育環境を確保し、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにするための前提であり、すべてのこども施策の基盤となります。

貧困の状況にある家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応した支援を進めることにより、貧困の解消・貧困の連鎖を防止するとともに、ヤングケアラーなどの困難な環境にあるこども・若者を早期に把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援を受けられるよう、地域における関係機関が連携して支援につなげる体制を強化します。

また、家庭の経済状況が理由で学校生活が制約されたり進路が狭まったりすることなく、すべてのこどもが、夢や希望を持ち、挑戦できるよう、将来の貧困の予防や教育の機会均等を保障する観点から、高校生や大学生等への修学支援等により、教育費負担の軽減を図ります。

## 基本目標4 社会的養育を推進します

保護者がいない又は保護者による虐待などの理由により、家庭においてこどもを養育することが困難又は適当でない場合においては、永続的解決（パーマネンシー保障）を目指して、養育環境の改善や家庭復帰を最大限に支援し、親族等による養育への移行支援、特別養子縁組の判断・支援に取り組みながら、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等や、「できる限り良好な家庭的環境」の児童養護施設等において、安定的、継続的な養育を提供するための施策を推進します。

## 基本目標5 結婚、妊娠・出産の希望が叶う環境をつくります

結婚、妊娠・出産は、個人の自由な意思決定に基づくものです。多様な価値観・考え方を尊重することを前提とした上で、自らの主体的な選択により、結婚や、子どもを産み、育てることを望む場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていきます。

少子化対策を実効性のあるものとするには、結婚、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を総合的に行うことが重要です。

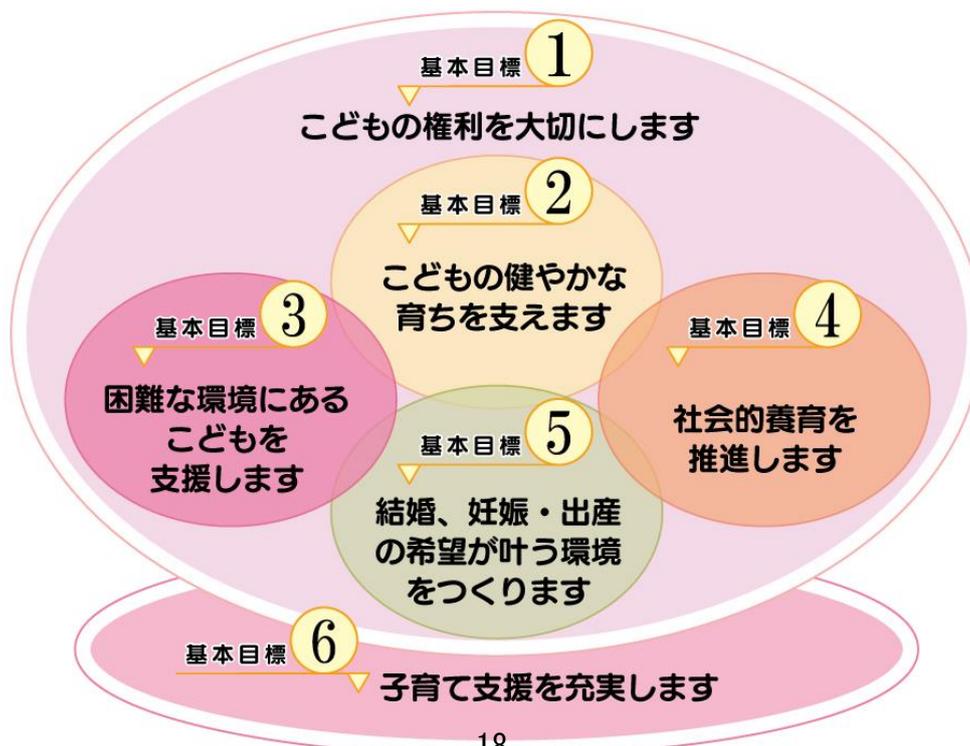
若者への将来設計の機会提供や各ライフステージに応じた様々なニーズにきめ細やかに応え、希望を叶えられるよう施策を推進します。

## 基本目標6 子育て支援を充実します

子育て当事者を切れ目なく支えていくことは、子どもと子育て当事者の幸せにとって欠かせないことであると同時に、若い世代にとって、子育てへの安心感や見通しを持つことにもつながります。

子どもを産み、育てることを希望する人が、経済的理由で諦めることなく、身近な場所でサポートを受けながら、どのような状況でも子どもが健やかに育つという安心感を持つことができ、子どもを育てながら夢を追いかけられるよう、多子やひとり親世帯に配慮しながら施策を推進します。

また、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩まずに、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えるよう施策を推進します。



### 3 施策体系

すべての子どもが笑顔になれる「にびもまんなかぐしくしま」の実現



## 第4章 こども施策の推進

第4章のこども施策の推進では、計画の基本目標に基づき、県が行うこども施策の方向性を示し、併せて計画に基づく県施策の主な取組を示しています。

### 1 基本目標・施策の方向

#### 基本目標 1 こどもの権利を大切にします

##### 施策の方向(1) こどもが権利の主体であることの社会全体での共有等

すべてのこども・若者に対して、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進するとともに、広く社会に対しても、こども・若者が権利の主体であることを周知し、社会全体で共有します。

##### ① こども基本法やこどもの権利条約に関する普及啓発

- 徳島県こども未来応援条例に基づき、こどもの権利及び利益の尊重に関する理解を深めるため、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容を踏まえ、こども・若者が権利の主体であることについて、こども・若者にもわかりやすいハンドブックを活用した広報、啓発等を推進します。
- こどもの健やかな成長への支援は、「こどもの権利を尊重し、こどもの意見に耳を傾け、こどもの最善の利益を考慮し、行わなければならないもの」であり、関係機関が連携するとともに、県民がその取組について関心や理解を深めることにより、社会全体でこどもへの支援が推進されるよう、気運の醸成に努めます。

##### ② 一人一人の人権を尊重する人権教育の推進

- 児童生徒が自分や他人の命を大切にし、思いやりの心や規範意識を身に付け、成長できるよう、人権教育の充実を図ります。
- 県内の各種学校の生徒が集い、人権について語り合うことを通して、人権尊重の理念についての理解を深めるとともに、人権意識を高め、様々な人権問題を解決するための実践力を養成します。
- 性的指向・性自認（性同一性）や特定の疾患を理由とするものを含め、こども・若者に対する不当な偏見・差別をなくすため、人権教育や啓発、相談等を推進します。

## 施策の方向(2) こどもの意見表明・社会参画の促進

こども・若者が、家庭や学校、地域などにおいて、権利の主体として尊重され、安心して意見を表明し、その意見が尊重される機会を持つことができるよう、自由に意見を表明しやすい環境を整備し、その意見が施策に反映されるよう取り組みます。

### ① こども・若者が意見を表明しやすい環境整備

- こどもが社会の一員として自分の意見を表明し、年齢や成長過程に応じて社会に参加する機会を設け、その意見を尊重するとともに、こどもの主体的な活動を支援します。
- こどもに関する施策について、こども自身が理解を深めることができるよう、こどもの視点に立った情報提供や学ぶ機会を提供します。
- インターネット等を活用した「こども・若者のためのプラットフォーム」を構築し、こども・若者が自らの意見を表明したり、異世代の人々との意見交換を行ったりする場づくりを行います。こども・若者の意見は、各種審議会等において活用し、意見を施策へ反映させるよう取り組みます。
- こども・若者の社会参画・意見反映を支える人材を養成する等、こども・若者が意見を表明しやすい環境をつくりまます。

### ② 多様な意見のこども施策への反映

- 小・中・高等学校のそれぞれの段階において、系統的・計画的に主権者教育を行い、自ら考え、自ら判断する資質・能力を育成します。
- 様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等が、安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、十分な配慮や工夫をし、多様な手法による意見聴取に取り組みます。
- 社会的養育の施策を検討する際には、必要に応じ、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む）の参画を求める仕組みづくりに取り組みます。

## 施策の方向(3) こどもの権利擁護、個性の尊重

代替養育を受ける場合や一時保護された場合等において、こどもの最善の利益を保障しつつこどもの意見又は意向を十分に勘案した判断を行うため、こどもの権利擁護を実現できる環境整備を推進します。

また、校則の見直しを行う場合においては、その過程でこどもや保護者等からの意見が聴取され、こどもの個性が尊重されるよう取り組みます。

## ① こどもの権利擁護の強化

- 児童福祉法による措置や児童福祉事業の利用に当たっては、こどもに十分な説明を行うことの徹底を図ります。特に、代替養育に関する措置等の際には、こどもの意見又は意向を勘案した措置等を行うため、定期的に理由や見通しを含めてこどもに丁寧な説明をするとともに、こどもの年齢や発達など一人一人のこどもの状況に応じた適切な方法で、全てのこどもの意見等を十分に聴取し、方針決定に反映させるよう努めます。
- 施設入所や一時保護において、こども自身の持つ権利について、児童相談所職員又は施設職員が「こどもの権利ノート」を活用するなどして、十分な説明を行うとともに、定期的な意見表明等支援員（アドボケート）の訪問など、その他こどもが意見を表明しやすい環境を整備します。
- 施設入所中のこどもについては、施設職員とこどもの日々の関わりの中で、こどもの意見が表明されやすい環境づくりを基本とし、加えて気軽に苦情や相談のできる窓口や第三者委員など、こどもに意見表明ができる仕組みをわかりやすく伝えます。
- 施設入所中のこども等に対し、日々の生活や意見聴取機会の状況など、権利擁護に関する定期的なアンケート調査等を実施し、こどもの権利擁護の推進に活用します。
- 里親に委託中のこどもに対し、担当児童福祉司だけではなく、フォスターリング機関の職員も定期的に里子との面接を実施するなど、里子のアドボカシー（こどもの意見代弁制度）を保障するよう努めます。
- 里親や施設職員を対象とした、こどもの権利擁護に対する意識向上を図るための研修を定期的実施します。
- 児童福祉審議会へのこども等による申立てによる審議・調査の実施など、児童福祉審議会を活用したこどもの権利擁護の仕組みづくりを行います。

## ② 校則等の見直し

- 校則の見直しの過程に生徒自身が参画することは、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義があることから、生徒会等を活用した校則にかかる確認や議論の場を設け、生徒主体の校則の見直しを積極的に行うことを推進します。
- 生徒が主体となった校則の見直しなどの活動を通じて、主体的に自分たちの権利を考え、協働的な対話を通じて正しく判断できる児童生徒を育むとともに、社会規範の遵守や人権意識の醸成を図ります。
- 校則の内容を保護者や学校内外の関係者が参照できるよう、学校のホームページ等により公開するとともに、入学予定者等を対象とした説明会においても、校則の内容について説明します。

- PTA 会議や学校運営協議会（コミュニティ・スクール）において、現行の校則について、時代の要請や社会常識の変化等を踏まえ、見直しが必要な事項について意見を聴取し、見直しの取組に反映します。
  
- 生徒が主体となり校則を改正するプロセスの明文化や、校則の見直しに関する好事例を収集・周知し、生徒主体の校則の見直しの更なる推進と継続を図ります。
  
- 生徒数減少や高校小規模化など地域の教育環境の変化を踏まえつつ、通学区域制見直しの効果や影響を検証し、生徒の主体的な進路選択に資する本県に相応しい制度の導入を検討します。

## 基本目標2 こどもの健やかな育ちを支えます

### 施策の方向(1) 誰もが集い、互いに支え合う居場所づくり

こどもの健やかな育ちには、すべてのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要です。

こども・若者が遊んだり、何もしなかったり、好きなことをして過ごす場所や時間、人との関係性すべてが「居場所」になり得るものであり、その場を居場所と感じるかどうかは本人が決めるものであるという前提の下、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進します。

#### ① こどもの居場所づくり、遊びや体験活動等の推進

- 多くのこども・若者の居場所になっている児童館、子ども会、こども食堂や学習支援の場などの地域にある多様な居場所や公民館や図書館などの社会教育施設が、こども・若者にとってよりよい「居場所」となるよう取り組みます。
- 多くのこども・若者の居場所になっている「児童館」がより地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、通うこどもたちの心身を育成し情操を豊かにする施設となるよう施設整備への補助や職員の資質向上に取り組みます。
- 地域住民が主体となり取り組んでいる「子ども会」、「こども食堂」、「ユニバーサルカフェ」など、民間団体と連携し、地域でこどもたちが安全に安心して過ごせ、多様な交流や体験活動ができる「こどもの居場所」づくりを量質両面から推進します。
- 青少年センターにおいて、多様化する青少年の活動・交流の場を提供するとともに、青少年活動やNPO等の地域活動を行う団体等への情報収集・提供、相談・支援、人材育成などの総合的な支援を行い、地域のネットワーク化と気運醸成を図ります。
- 全ての放課後児童の健全な育成に向けて、待機児童の解消や安定的な放課後児童クラブ運営を図るために、施設整備、放課後児童支援員の人材確保・育成等に取り組む市町村を支援します。
- 放課後児童クラブ及び放課後子供教室が、お互いの活動プログラムを共有するなど連携強化を図るとともに、学校や地域が一体となったこどもたちの放課後対策に取り組みます。

- こどもたちの豊かな人間性や創造性を育てるため、学習やスポーツ、文化や芸術に触れる様々な機会や体験活動の充実を図ります。
- 県有施設の利活用や魅力ある県都のまちづくりにより、こども・若者や子育て世帯が集う空間を創ります。また、関係者の役割分担と連携により、公共交通ネットワークの充実を図ります。
- 学校において、ユニバーサルデザインを取り入れた環境整備及び少人数指導の充実による良好な教育環境を提供するとともに、プログラミング教室、食に関する指導の充実を促進し、こどもたちの健全な育成を図ります。
- 小・中・高等学校等における語学教育の充実、外国青少年の受入や海外の学校との学校間交流の促進による教育環境の国際化を図るとともに、スポーツや地域ぐるみでの国際交流、青少年の海外派遣等を推進し、国際社会で活躍できる青少年の育成を図ります。
- 学校において、日本語を母国語としない児童生徒のため、日本語支援員の派遣や夏休みの日本語指導を行うとともに、地域における在住外国人の生活相談や子育て支援を推進します。また、県立夜間中学での教育の機会確保を推進します。

## ② こどもの安全・安心の確保

- 学校におけるSNS、掲示板への書き込み等の監視やインターネット安全利用教室の開催等の取組推進や、ICTリテラシーと情報モラルを向上させるとともに、民間事業者等と連携したフィルタリング利用やペアレンタルコントロールの推進により、こどもが安全安心にインターネットを利用できる環境整備を図ります。
- こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認（日本版DBS）の導入に向けて、国における議論を踏まえ、県警本部等との連携強化を図り、こどもの安全の確保をより確実なものとするよう、こども・子育て関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みやガイドラインの周知を行うなど、市町村等と連携して取り組みます。
- 小・中・高等学校生等を対象とした「薬物乱用防止教室」の開催や大学生を含めた薬物乱用防止指導員との連携により、青少年に対して薬物に対する正しい知識や薬物乱用の有害性・危険性の啓発に努め、薬物乱用を許さない社会環境づくりを推進します。
- 被害に遭わない、合理的な意思決定ができる「自立した消費者」の育成のため、積極的な情報発信や、人材バンクの活用を通して、成年年齢の引下げや、デジタル化の進展等、社会情勢の変化に対応した消費者教育を推進します。

- 警察において、防犯アプリ「スマートポリス」を活用した情報発信、通学路の安全パトロールの実施、スクールサポーターの学校派遣など、防犯ボランティア団体や見守りに関わる地域住民等の多様な担い手と連携したこどもの見守り活動を実施します。
- 青少年補導員等の地域ボランティアの活動を支援するとともに、深夜営業者やコンビニエンスストア業界など関係事業者と連携・協力し、地域における非行防止活動を推進します。また、非行や問題行動を繰り返すなど、支援を要する少年やその保護者に対して、継続的に連絡や面接を実施するほか、県民総ぐるみで、「社会を明るくする運動」を展開し、非行少年等の立ち直りに対する地域住民の理解を深め、支援を推進します。
- 家庭や学校で適応が困難な児童の自立を支援する児童自立支援施設（徳島学院）において、不良行為をした、又はそのおそれのある児童、及び家庭環境などの理由により生活指導を要する児童等に対し、立ち直りや社会への適応力向上に向け、個々の状況に応じた支援を推進します。
- 自治体、関係機関・団体等と協働し、ユニバーサルデザイン、防犯灯の設置や受動喫煙を防止するための措置等を推進し、障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず、すべての人が安全で安心して暮らせる環境づくりを推進します。
- 犯罪被害、交通事故等の危険から自分や他者の身を守る能力を養うため、参加・体験・実践型の教育手法を活用するなどして、発達段階に応じた体系的な安全教育を推進します。
- 様々な災害リスクに備えるため、地域と連携した防災訓練を実施するなど、防災意識や災害対応力の向上を図るとともに、浸水対策や土砂災害対策、道路ネットワーク整備などの社会資本整備と、土砂災害の危険性、河川水位等の情報提供に努めます。
- こどもや子育て世帯が安心・快適に日常生活を送ることができるようになるため、誰もが歩きやすい歩行空間の整備を進めるとともに、関係機関と連携して実施する通学路等の安全点検において、危険と判断される箇所については、交通安全施設等の整備や交通規制の実施など、ハード・ソフト両面から安全対策を推進します。

## 施策の方向(2) いじめ防止、不登校のこどもへの支援

いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、社会総がかりでいじめ問題に取り組みます。

不登校については、このこと自体がこどもの問題行動ではなく、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合があるなど、すべてのこどもに起こり得るものであり、こどもの意向に配慮しながら、教育支援センターやNPO、フリースクール等の関係機関との連携など、支援体制の充実・周知を進めます。

## ① いじめ・不登校等への対応と支援

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールプロフェッサー及びライフサポーターを配置・派遣し、児童生徒、保護者及び教職員の相談に対応します。
- 児童生徒が主体的に取り組むいじめ防止対策の活動を通じ、いじめを「しない・させない・見過ごさない」こどもを育みます。
- 一人一台端末を活用した心の健康観察等の取組を促進します。
- 不登校のこどもと保護者の孤立防止を図るため、フリースクール等の地域の民間団体等と連携して多様な体験・交流活動を通じたこどもの成長機会の充実を図ります。
- 「SOSの出し方」や命の大切さに係る教育の実施や就学期における相談・支援体制の充実、ひきこもり対策といったこども・若者の自殺防止に係る取組を推進します。
- 精神保健福祉センターや警察等の相談機関に加えて、民間団体や地域において支援活動を行う団体等との相互の連携強化を図りながら支援を実施します。
- 各種相談窓口や支援機関担当者、教員等に対する自殺予防対策に係る研修を実施し、青少年の自殺予防を推進します。

## ② 多様な相談体制等の充実・周知

- 子育てや家庭教育に不安を持つ保護者や、いじめや不登校、暴力行為等、学校生活で悩みを抱えている児童生徒が相談できるよう、電話による相談、高度の専門知識を有する者による相談援助活動等を実施するとともに、相談機関等との連携により相談体制の充実を図ります。
- こども・若者支援のためのコーディネーターを養成し、地域における相談支援活動の充実を図ります。
- 24時間電話相談、SNS相談、巡回教育相談など、不安や悩みを抱える青少年や保護者が気軽に利用でき、適切な助言や支援が行えるような相談窓口の充実を図ります。
- いじめホットラインやヤングテレホンの相談電話をはじめ、平日、仕事等で面接相談や電話相談を受けにくい方などのために、「サンデー親子相談室」を実施し、休日の相談体制の強化を図ります。
- 学童期及び思春期における心の問題に対応するための専門家を養成するとともに、精神保健福祉センター、児童相談所などにおける専門家による相談体制や、児童生徒の心身の健康や教育に関する相談体制を整備します。

- 親の離婚等で精神的に不安定になっているひとり親家庭の児童に対して、児童訪問援助員（ホームフレンド）を派遣し、こどもの意見を尊重した良き理解者として、心の葛藤緩和や自立心の育成に努め、児童の健全育成を支援します。
- 犯罪被害を受けた青少年や、その家族の精神的負担の軽減を図るなど、立ち直りを支援するため、関係機関等が相互連携する体制を整えるとともに、適切な相談対応や情報提供を通じて、総合的な犯罪被害者等支援を推進します。また、犯罪被害遺児等に対しては、将来への夢や希望に寄り添うため、「応援金」による支援を行います。
- 性暴力被害者の相談に的確に対応するとともに、関係機関等との連携強化や支援者・民間団体の育成、将来にわたる被害・加害を防ぐための若年層へのDV防止啓発事業等を推進します。
- 少年サポートセンターを中心に被害少年等の特性に配慮したカウンセリングを実施するほか、居場所づくり活動等を通じて、被害少年等に対する継続的な支援活動を実施し、精神的な立ち直りを支援します。

### 施策の方向(3) 障がい児・医療的ケア児等への支援

障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれの環境やライフステージに応じて、その発達や将来の自立、社会参加を支援します。

また、医療的ケア児、聴覚障がい児など、専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化します。

#### ① 障がいのあるこどもへの支援

- 障がい児(者)やその家族が地域で安心して日常生活を送ることができるよう、集団生活への適応訓練、生活能力向上のための訓練などの支援により、自立と社会参加を促進するとともに、必要なサービスが総合的に提供されるよう、障がい者相談支援従事者の養成研修を実施します。
- 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの実現のため、発達障がいを含めすべてのこどもたちが主体的に適切な行動を学ぶポジティブ行動支援を推進するとともに、多様化する障がいの状態や教育的ニーズに対応できるよう教職員の専門性向上に関する取組の充実を図ります。
- 障がい児が、安心・安全に歯科治療を受けられるよう歯科医療体制の拡充に取り組みます。

- 特別な支援を必要とするこどもについて、保育所や放課後児童クラブ等における受入体制の整備を促進するとともに、保育士や放課後児童支援員等に対する実践的な研修を推進するなど、特別な支援を必要とするこどもに対する保育の一層の充実を図ります。
- 障がい児に対する保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、こども女性相談センターや発達障がい者総合支援センター、保健所等の専門機関が連携し、市町村に対して広域的・専門的な支援を行います。
- 発達障がい者総合支援センター（ハナミズキ・アイリス）において、発達障がい児(者)及びその家族等からの相談に応じ、的確な助言を行うとともに、関係機関との連携強化により地域における支援体制の充実を図ります。
- 発達障がい児(者)が身近な地域で切れ目のない適切な支援を受けることができるよう、相談や支援を行う専門員を養成するとともに、保護者への身近な相談者となるペアレント・メンターを養成し、活動支援を行います。
- 障がい者の芸術文化活動の支援や、スポーツを通じた交流を図る機会の確保により、障がい者の自立と社会参加を促進します。

## ② 医療的ケア児等に対する支援の充実

- 身体の機能に障がいのある児童のうち、確実な治療の効果が期待できるものに対し、生活能力を得るために必要な医療を給付します。
- 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（医療的ケア児）とその家族が、住み慣れた地域で安心した生活をおくることができるよう、「徳島県医療的ケア児等支援センター」を核として関係機関等と連携を図り、相談支援や情報提供等の包括的な支援を行います。
- 小児慢性特定疾病児童等や保護者の地域における実情を把握し、ニーズに沿った事業を行うことにより、健全育成及び自立促進を推進します。

## 基本目標3 困難な環境にある子どもを支援します

### 施策の方向(1) 子どもの貧困の解消に向けた対策

生まれ育った家庭や様々な事情から、日々の食事に困る子どもや、学習の機会や部活動・地域クラブ活動に参加する機会を十分に得られない子ども、進学を諦めざるを得ない状況にある子どもの貧困を解消し、貧困による困難を強いられることがないように支援します。

#### ① 生活困窮世帯等への支援の充実

- 生活困窮者や生活保護受給者に対して、ハローワークとも連携し支援を行います。
- 生活保護世帯をはじめとする生活困窮世帯や、ひとり親家庭の子どもたちの意思が尊重され、社会的に自立するためのキャリアプラン形成ができるよう、子どもの状況や地域の実情に応じた多様な学習・体験活動の機会を提供します。
- 子どもの養育や基本的な生活習慣の改善等に関する相談支援等の取組みを推進します。
- 生活保護世帯の子どもの教育や高校・大学進学に係る経費を支給し、経済的負担を軽減します。
- 生活保護世帯を含む生活困窮世帯等の子どもを対象に学習支援を行い、学力や進学率の向上を図るとともに、学習を継続できるよう相談支援を行います。
- 貧困や児童虐待等の社会問題を生じさせる場合があるギャンブル等依存症である者等やその家族に対する支援を推進します。

#### ② 子ども・若者の就労支援

- 地域若者サポートステーションにおいて、専門家による個別相談等を実施し、若年無業者（ニート）等の自立を支援します。
- ひきこもり対策を推進するため、「ひきこもり地域支援センター」において、ひきこもり本人や家族等に対し、回復と自立に向けた支援を行います。
- 障がい者の多様な就業機会の確保に向け、関係団体等との幅広い連携とマッチングや、障がい者就労支援施設の「民需」拡大に取り組みます。

- 若者の就職を支援するため、県立テクノスクールの訓練内容を充実強化し、職業に必要な技能、知識を習得する多様な機会を提供します。産業界と連携し、機械、金属、木工、建築などのものづくりに関する実践的な技術・技能や社会人としてのスキルを身に付けるための職業訓練を実施します。
- 地域産業の持続的発展や新たな産業とスタートアップの創出に取り組み、若者の雇用機会の確保を図ります。
- UIJターン就労の促進に向けた切れ目のないワンストップ就労支援や若者が県内企業や地域の魅力を体感できる取組を推進するとともに、就職後の定着を促します。
- 各産業において、キャリア教育の推進や就業支援、リカレント教育等により、次代を担う人材の育成に取り組みます。
- 創業希望者への事業計画策定支援や創業後のフォローアップ、新規開業者、開業5年以内の起業家に対する初期投資への補助、低利融資等の支援を実施するなど、若手起業家の育成を図ります。
- 持続的に若い世代の所得が向上し、将来に希望を感じられるよう国と連携して取り組みます。

## 施策の方向(2) ヤングケアラーへの支援

本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、様々な関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていきます。

### ① ヤングケアラーの早期把握・早期対応

- 潜在化しやすく、支援が届きにくい状況となっているヤングケアラーについて、「徳島県多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」に基づき、こども家庭センター、福祉、介護、医療、教育等の関係機関が連携し、支援のノウハウを共有するとともに、様々な課題を抱えるこどもと家庭に寄り添った支援を実施します。
- 周囲のおとながヤングケアラーへの理解を深め、当事者に寄り添った姿勢の下で適切な支援につなげていくことが可能となるよう、支援が必要なこども・若者や家庭に「気づく」視点を普及するとともに、学校や関係機関職員、民生委員・児童委員等を対象とした研修を実施し、地域における支援体制を強化します。

- 家族のケアの内容によっては、家庭内の状況や家族の関係性、心情等に十分に留意しながら、介護保険サービス、障がい福祉サービス及び子育て世帯訪問支援事業等の外部サービスの利用を検討するなどの必要な支援を実施します。
- 18歳未満の子どもについては、市町村の子ども家庭センター等において、一人ひとりの子どもの置かれた状況や本人の主観的な受け止めをふまえたサポートプランを作成するなど、包括的かつ計画的な支援を実施します。
- 18歳以上の若者については、個々の状況やニーズ・課題をふまえ、介護保険サービスや障がい福祉サービス等の必要な支援の導入を図ります。

## ② 寄り添い支援

- ヤングケアラーの支援にあたっては、当事者の子ども・若者の意見をふまえ、ニーズに応じた各種福祉サービス等の導入又は寄り添い支援を実施します。
- 当事者が気軽に悩みや経験を共有できる場づくりを推進するとともに、ピアサポーターを養成し、寄り添い支援を実施します。
- 児童生徒の些細な変化に気づきやすい学校において、教員等が子どもに寄り添いながら、その兆候を丁寧に拾い上げ、関係機関における適切な支援に繋がります。

## 施策の方向(3) 夢や希望を諦めないための高等教育等の修学支援

子ども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、高等学校等に安心して通うことができ、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、高等教育等の修学支援を確実に実施します。

### ① 高等学校等の授業料の負担軽減

- 「高等学校等就学支援金制度」の活用により、高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、公立高等学校については授業料相当分を、私立高等学校等については授業料の一定額を助成し、教育費負担を軽減します。
- 「徳島県奨学のための給付金事業」を実施し、高校生等が安心して教育を受けられるよう、修学に係る授業料以外の教育費を支援します。
- 「徳島県奨学金制度」の活用により、勉学に意欲を持ちながら、経済的に修学が困難な高等学校等に在学する者に対して奨学金を貸与し、教育の機会均等を図ります。

- 「特別支援教育就学奨励費」の活用により、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、特別支援学校に就学する障がいのある児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、通学費や学用品費等、就学に必要な経費を援助します。
- 経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、市町村が行う「就学援助」の円滑な実施を推進します。
- 様々な理由で高等学校等を中途退学した若者が、将来に向けてもう一度、高等学校等で学びたいという希望をあきらめることのないよう、授業料の補助を行うことで応援します。

## ② 高等教育の修学支援

- 高等教育の修学支援新制度等により、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校に通う学生の経済的負担の軽減を図ります。
- 給付型奨学金と授業料等減免について、将来の進路選択の幅を狭めることのないよう、義務教育段階からの周知・広報を図り、制度の活用を促進します。
- 経済的な理由で夢や希望を諦めることのないよう、若い世代への奨学金返還支援の充実に取り組むとともに、若者の地元定着やU I Jターンを促進します。
- ひとり親家庭のこどもに対し、より多くの学習支援の機会を提供するとともに、受験料、模試費用の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しし、生活の安定を図ります。

## 基本目標 4 社会的養育を推進します

### 施策の方向(1) 児童虐待防止対策等の更なる強化

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであり、どのような背景や思想信条があっても許されるものではありません。虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童虐待防止対策等を強化します。

#### ① 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障

- 支援を必要とする家庭等に対しては、家庭養育優先原則を徹底し、市町村の家庭支援事業等を活用した予防的支援に努めます。
- 代替養育を必要とするこどもの家庭復帰が難しい場合に、早期の永続的解決（パーマネンシー保障）に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における体制整備を行います。
- 虐待をはじめとする養育上の問題や課題に直面している家庭の親子関係の修復や再構築に適切に取り組むことができるような体制を整えます。
- DV被害や児童虐待、生活困窮などの理由により支援が必要な母子が、母子生活支援施設の活用により、母子分離をせず、安全・安心な環境で暮らし、生活の立て直しができるよう、市町村と母子生活支援施設が緊密に連携することで、その活用促進に努めます。
- 市町村や医療機関等と連携しながら、家庭での養育が難しい新生児について、特別養子縁組を見据えた里親委託を促進します。

#### ② 児童相談所の機能強化

- 増加する児童虐待や各種相談に対し、組織的な管理及び対応、適切なアセスメント等を可能とするために、児童福祉司や児童心理司等の適切な配置に努めるとともに、各種研修の実施により高度な技術の習得と専門性の向上を図ります。
- 児童虐待への対応力の向上に向け、警察や医師等、知見や経験を有する関係機関と連携を強化するとともに、任期付き職員の活用も含めた弁護士の常勤配置の検討、司法面接研修等への職員派遣など、法的対応への体制強化を進めます。

- 寄せられた虐待相談や警察等からの虐待通告に対し、児童相談所と市町村との役割分担を適切に行うとともに、保育所や幼稚園、小・中学校等との連携強化により、児童虐待の早期発見・早期対応体制の充実を図ります。
- 新たな一時保護施設の設備運営基準に基づき、こどもの権利擁護や個別的なケアを推進するための職員や専門職員の適正な配置に努めるとともに、個室化や小規模ユニット化を推進し、こども一人一人の状況に応じた適切な処遇を行うことができる環境整備に取り組みます。
- 児童虐待事案へ迅速・的確に対応のため、児童相談所におけるDXの推進や第三者評価の適切な実施、市町村や警察等との連携により、児童相談体制の機能強化に努めます。
- 児童相談所がこどもを守るための本来の機能を十分に発揮できるよう、各児童相談所において、職員のメンタルケアに取り組みます。
- 児童福祉施設等に併設する一時保護専用施設や里親など地域における多様な一時保護委託先を確保するとともに、重症心身障がい者をはじめ、重複障がいがある等、特別なケアを要する児童の一時保護受入れ先の確保に努め、こどもの権利や個性を重視した環境整備を推進します。
- 児童相談所において、一時保護の適正性や手続の透明性の確保のため、改正児童福祉法において導入される一時保護開始時の司法審査の円滑な実施はもとより、対応マニュアルの整備・活用や定期的なアセスメントの徹底により、必要最小限の日数による一時保護とするよう取り組みます。
- 児童虐待による死亡事例等の重大事例については、児童相談所において地域特性を踏まえた検証を行い、その結果に基づき再発防止のための措置を講じるほか、市町村が行う検証を支援します。

## 施策の方向(2) こども家庭支援体制の強化

虐待は決して許されるものではありませんが、あらゆる子育て当事者が無縁ではないという認識の下、不適切な養育につながる可能性のある家族の支援ニーズをキャッチし、こどもや家庭の声を、当事者の文脈を尊重して受け止め、子育ての困難や不安を分かち合うことで、子育てに困難を感じる家庭や、こどものSOSをできる限り早期に把握し、具体的な支援を行う必要があります。

このため、こども家庭センターの設置や家庭支援事業を促進するとともに、市町村の支援の中心となるこども家庭センターが、地域の保育所、学校などや、支援の担い手である民間団体と一体となって継続的に支える、こども家庭支援体制の強化を図ります。

## ① 市町村の相談支援体制の強化

- 虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての包括的な相談支援体制の強化を図るため、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行う機能を有する機関であるこども家庭センターの整備を促進します。
- 県は市町村のコーディネーターとしての役割を支援することとし、虐待対応については、市町村と児童家庭支援センターの活用や地域における関係機関との支援の一体性・連続性の確保を図るため、児童虐待対応に関連する情報等について、適時・適切に提供するとともに、民間団体の要保護児童対策地域協議会への参画を推進し、地域の見守り体制を強化します。
- 市町村のこども家庭支援の充実が図られるよう、市町村職員の専門性向上に向けた研修を実施するとともに、県から家庭支援に関わる情報を適時・適切に提供します。
- 市町村における、「こども家庭ソーシャルワーカー」等の専門資格の取得促進を支援します。

## ② 家庭支援事業の促進

- 虐待等に至る前の予防的支援策として、こども家庭センターを中心とした相談支援体制と家庭支援事業が円滑かつ効果的に実施されるよう、市町村に対して必要な支援を行います。
- 市町村に対して、家庭支援事業の実施にあたり、児童養護施設等の活用を促すとともに、児童養護施設等に対しては、実施可能な事業や財政支援の説明を十分に行い、施設の多機能化・機能転換の取組を推進します。
- 市町村が子育て短期支援事業について、そのニーズに十分に対応できるよう、児童養護施設等における利用枠の拡充を進めるとともに、里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センターを積極的に活用できるよう、市町村と連携して取り組みます。

## 施策の方向(3) 社会的養護が必要なこどもへの支援

社会的養護を必要とするすべてのこどもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、養育環境の改善、親子関係再構築や家庭復帰の支援、親族等による養育への移行支援、特別養子縁組の判断・支援に取り組みながら、家庭養育優先原則に基づき、こどもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、里親やファミリーホームの確保・充実を進めるとともに、家庭や里親等での養育が適当でない場合は、「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、児童養護施設等の小規模化・地域分散化等を推進します。

また、施設や里親等の下で育った社会的養護経験者は、施設退所後等において、進学・就労や自立した生活を営む上で、家族のサポートが消極的であるといった背景から、様々な困難に直面している場合が多いことを踏まえ、自立支援を推進します。

### ① 里親等の推進、施設の小規模化・地域分散化等の推進

- こどもの最善の利益を実現し、家庭養育を推進するため、里親のリクルートからマッチング、委託後の支援まで一貫した里親支援を行う里親支援センターやフォスターリング（里親養育包括支援）機関の設置等により、里親支援を包括的に行い、里親委託等を推進します。  
また、特別養子縁組についても、乳児からの里親委託を積極的に行うことで、永続的解決（パーマネンシー保障）が確保できるよう推進します。
- 児童の養育や保護者対応等のノウハウを持っている児童養護施設等のソーシャルワーク機能強化や児童家庭支援センターの設置を推進し、家庭支援及び地域支援の充実を図り、セーフティネットとしての代替養育の場の確保に努めます。
- DV被害や児童虐待を受けた母子や地域での自立した生活が困難な母子には、母子生活支援施設における専門的な支援が受けられるよう、適切な情報提供等の支援により活用促進に努めます。
- 児童養護施設等において、できる限り良好な家庭的環境による養育を行うための小規模かつ地域分散化、高機能化等について、地域の実情に即した取組みを推進します。
- 乳児院や児童養護施設等がその専門性を生かし、地域において支援を必要とする家庭等に対する支援機関としての役割を担えるよう、施設の多機能化・機能転換を推進します。
- 乳児院や児童養護施設等が、こどもに対し、質の高い養育を提供するため、施設職員が参加する研修や施設内で行う専門性向上研修に対する支援を行い、施設職員のスキル向上につなげます。
- 児童自立支援施設については、その運営等の在り方について、定期的に話し合う場を設けるとともに、専門医や心理療法担当職員が治療や支援を行う児童心理治療施設の設置について、関係機関による検討を行うなど、ケアニーズに応じた適切な支援を受けることができるよう体制強化に取り組みます。
- 児童自立支援施設や児童養護施設等において、必要な備品の購入や更新、設備の改修等を計画的に進め、入所児童等の養育環境の改善を図る取組を支援します。

## ② 社会的養護自立支援の推進

- 社会的養護により育った子どもが、社会において自立していけるよう、施設の退所等までに、生活技術の知識や経験等、自立生活に必要な力を養うための支援体制を整備します。
- 年齢により支援が途切れ、困難な状況とならないよう、18歳以降の措置延長を積極的に活用するとともに、その後も必要性を判断し、児童自立生活援助事業に確実につなげます。
- 里親委託解除や児童養護施設等退所後も寄り添って、就労や進学をはじめ生活全般にわたる相談や情報提供、仲間づくりの機会を提供するなど、社会的養護自立支援拠点事業を推進します。
- 社会的養護経験者が帰省先を失っている場合などに一時避難的かつ短期間の居場所の提供を伴う支援を行います。
- 親からの虐待等に苦しみ、安全・安心な居場所や様々な支援を求める10代～20代の子ども・若者が、そのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる居場所（子ども若者シェルター等）づくりに取り組みます。

## 基本目標5 結婚、妊娠・出産の希望が叶う環境をつくります

### 施策の方向(1) 若者のライフデザイン実現への支援

結婚したい方の希望を叶えるため、「とくしまマリッジサポートセンター（マリッサとくしま）」を拠点として、市町村や企業等と連携しながら、多様な出逢いの機会を創出するとともに、県下における結婚支援の取組の促進や機運醸成を図ります。

#### ① ライフデザイン形成の推進

- 若い世代に対し、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含む自らのライフデザインを考える機会を提供するとともに、結婚、子育て等に対して夢や希望を持つことができるよう意識醸成を図ります。
- 学校と連携し、乳幼児や母親との触れ合い体験や交流などを通じて、親の役割や子育て、こどもを産み育てるということについて、学び考える機会を提供し、妊娠・出産、子育てについて正しい知識の普及啓発・教育を推進します。
- 若者が個人の多様な生き方やライフデザインを描けるよう、企業等と連携して、「世代や立場の異なる多様な参加者」と交流し、対話する場を提供します。

#### ② 官民連携による結婚支援

- 「とくしまマリッジサポートセンター（マリッサとくしま）」を拠点とした広報活動やマッチング、イベント等の開催により、新たな出会いや交流の場を創出します。
- 「マリッサとくしま」のマッチングシステムについて、ビッグデータやAIの活用などによる充実強化を図ります。
- 新たな出会いをサポートする「阿波の縁むすびサポーター」を対象とした研修会や交流会を開催し、サポーターのスキルアップに取り組みます。
- 市町村や企業・団体等と連携し、地域資源の活用や様々な場の提供等により、出会いイベントやセミナー等の充実を図ります。

## 施策の方向(2) 妊娠・出産に関する支援

男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進するとともに、不妊、予期しない妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産・産後の健康管理に係る支援など、需要に的確に対応した切れ目のない支援を推進します。

### ① プレコンセプションケアの推進

- 男女を問わず、学校教育段階から成人期に至るまでのライフステージに応じ、思春期ピアによるピア・エデュケーションをはじめ、性や妊娠に関する正しい知識の普及啓発を図り健康管理を促すプレコンセプションケアを推進します。
- 男女を問わず、将来妊娠を希望する方が、自身の妊孕性(妊娠するための力)を知り、不妊症等の早期発見・早期治療にも資する妊孕性検査について、普及啓発を図り、受診を促進します。
- 将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA 世代 (Adolescent and Young Adult: 思春期・若年成人) のがん患者等が、希望をもってがん治療等に取り組めるように、将来子どもを出産することができる可能性を温存するための経済的負担の軽減を図ります。
- 不妊、予期しない妊娠、性感染症や妊娠に影響を及ぼす感染症等への適切な相談支援、妊娠・出産・産後の健康管理に係る支援など、ニーズに的確に対応した切れ目のない支援体制の充実を図ります。

### ② 不妊症・不育症に関する支援の充実

- 男女を問わず、不妊症や不育症のほか、流産や死産、遺伝学的検査等の悩みに対し、医師や助産師等による正しい知識や治療方法の情報提供・相談指導の充実を図ります。
- 不妊症や不育症に関する検査・治療に係る経済的負担の軽減を図ります。
- 子どもを産むことを希望する方が、安心して不妊症・不育症治療を受けられるよう、仕事との両立を支援します。

## 施策の方向(3) 妊娠期から幼児期までの切れ目のない支援

周産期医療提供体制や小児医療提供体制の充実確保を図るとともに、妊娠・出産・産後のケア連続性の担保や乳幼児の健全な育成等に関する支援等について、医療、保健、福祉等の関係機関が連携して取り組み、希望する方が安心して子どもを産み育てることができる環境整備を推進します。

また、乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごしたり、幼稚園・保育所・認定こども園を利用したりするなど、育ちの環境は多様であることから、その多様性を尊重しつつ、教育・保育の提供体制を確保します。

### ① 妊産婦・乳幼児への支援の充実

- 妊産婦およびその家族が安心して子どもを産み育てることができるよう、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、地域の中核病院及び産科診療所の連携を推進し、周産期医療提供体制の充実強化を図るとともに、西部医療圏における地域周産期母子医療センターについては、周産期医療の現状及びニーズを見据えながら検討を行います。
- 市町村における妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要なサービスにつなぐ伴走型相談支援及び妊婦のための支援給付による経済的支援を推進します。
- 市町村における妊娠期から子どもがおとなになるまでの一連の成長過程の様々なニーズに応じてワンストップで総合的な相談支援を行うこども家庭センターの機能整備を支援し、里帰り出産も含め、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制構築を推進します。
- 妊産婦健康診査や、妊産婦が抱える妊娠・出産等や子育てに関する悩み等について、子育て経験者等のピアサポーターによる相談支援を行う産前・産後サポート事業、退院直後の母子に対して心身のケアや育児サポート等の支援を行う産後ケア事業の充実に向け、市町村における事業推進に必要な広域的連携支援等を行います。
- 悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し相談支援につなげることはもとより、児童虐待の予防や早期発見にも資するよう、特定妊婦や若年妊産婦、多胎妊産婦等への支援を推進します。
- 新生児マススクリーニング検査や市町村における乳幼児健康診査等の母子保健事業及び子どもはぐくみ医療費助成事業を推進し、乳幼児をはじめこどもの健康保持増進を図るとともに、疾病の早期発見と早期治療を促進します。
- 小児医療体制の確保を図り、急な小児の疾病に対応するため、小児救急医療拠点病院及び小児救急輪番病院の運営支援とともに、休日・夜間における電話やオンラインによる相談体制の整備等を推進します。

### ② 教育・保育の提供体制の確保

- 安心して子どもを預けられる体制を整備するため、保育現場における職員配置基準の改善や、更なる処遇改善が図られるよう、国や市町村と連携し取組を進めます。

- 新たに保育士を目指す者に向けた資格の取得支援、就業継続のための環境づくり、離職者（潜在保育士）の再就職の促進など、保育士・保育所支援センターを中心に保育人材確保対策に取り組みます。
- 保育士養成施設に在学する学生はもとより、高校生以下の児童・生徒を含め、保育士としての就職を目指す人材を確保するため、保育士としての業務内容ややりがい等についての普及啓発を行います。
- 教育・保育を提供する施設・事業者の経営情報の継続的な見える化の実現により、費用の透明性の向上を図ります。
- 保育現場におけるDX促進により、保育士や保護者等の負担を軽減し、こどもに向き合う時間を増やします。
- 保育ニーズに対応するため、必要な保育サービス量の確保を図ることとし、提供体制について、必要に応じ市町村の区域を越えた広域調整の役割を担います。
- 全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するための新たな通園制度（こども誰でも通園制度）を推進します。
- 質の高い教育・保育等の提供を行うため、幼稚園教諭、保育士及び保育教諭等の研修の充実を図るとともに、幼保小の合同研修の実施や交流等により相互に教育・保育についての理解を深め、こどもの豊かな育ちにつながる連携を促進します。
- 学校等がこどもを守るための本来の機能を十分に発揮できるよう、職員のメンタルヘルスケアに取り組みます。
- 保育所等において食育を推進し、こどもの健やかな発育・発達を支援します。

## 基本目標6 子育て支援を充実します

### 施策の方向(1) 子育て家庭の負担の軽減

理想とすることどもの人数を持ってない大きな理由の一つが、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」といった状況にあることから、子育て家庭への支援として、保育料や放課後児童クラブ利用料の軽減など、経済的な負担軽減の取組を推進します。

また、地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて、一時預かり、ファミリー・サポート・センター等、様々な子育て支援サービスを推進します。

#### ① 経済的な負担の軽減

- 市町村と連携し、こどもの医療費や保育料などにかかる、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。
- ひとり親世帯や多子世帯を含む子育て世帯の住まいにかかる経済的負担の軽減を図ります。
- 高等学校等に通う生徒の保護者等の経済的負担の軽減を図ります。
- 高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、継続して授業料についての支援を行います。
- 子育て世代が「第2子・第3子と子どもを持つ」という思いを抱けるような、実効性が期待できる新たな子育て支援施策について、市町村の意見を聞きながら検討します。

#### ② 子育て支援サービスの充実

- こども及び全ての子育て家庭を対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援サービスが提供できるよう、市町村が実施する一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等、地域子ども・子育て支援事業について必要な支援を行います。
- 県内の地域子ども・子育て支援事業に従事する人材を確保するため、「子育て支援員」の養成を積極的に行います。
- 子育てに関する支援情報や取組について、ウェブサイトやSNS等を活用し、幅広く効果的に情報発信を行います。

- 市町村、NPO、子育てサークル等と連携し、子育て当事者と地域とのつながりづくり等多様なニーズに応じた子育て支援サービスの効果的な取組を推進します。
- こどもたちの成長には、人生経験の豊富な高齢者の子育て参加など多世代間の交流が重要であるため、次世代育成の支援者として期待される高齢者による子育て支援を推進します。
- PTAやNPO、社会教育関係団体、社会教育施設等と連携・協力し、こどもの生活習慣確立や、読書活動の推進等、家庭教育の支援と充実を図ります。
- 子育て支援パスポートによる、協賛店舗や施設での各種割引・優待サービスや外出支援サービス、設備の提供など、地域の人々や企業、NPO、学校等、あらゆる主体が連携・協働し、地域全体でこどもたちの成長を支え、子育て家庭を応援する社会づくりを進めます。
- 地域と学校が連携・協働して未来を担うこどもたちの成長を支え、地域を創生する活動を促進します。

## 施策の方向(2) 共働き・共育ての推進

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、男性・女性ともに、希望通り気兼ねなく育児休業制度を活用できるよう、仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めます。

また、長時間労働の是正や働き方改革を進め、男性の家事・子育てへの参画の促進を図ることにより、女性に一方的に負担が偏る状況を解消し、すべての人が、ともにキャリアアップと子育てを両立できるよう、共働き・共育てを推進します。

### ① 企業等と連携した子育てと仕事の両立支援

- 社会全体でこども・子育て世帯を応援するという気運を高め、社会の意識改革を進めていく取組を、経済・労働団体と連携しながら展開します。
- 働きやすい職場環境を整備するため、「スマートワークの推進」や「非正規雇用労働者への支援」などを実施するとともに、関係機関と連携し、様々な労働課題の解決に向けた取組を支援します。
- 「一般事業主行動計画」を策定し、仕事と子育て等の両立支援に取り組む企業等を「はぐくみ支援企業」として認証するとともに、周知啓発を行うことで、企業等における次世代育成の取組みを促進します。

- 仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組んでいる県内企業の事例を紹介するとともに、働きやすい職場環境づくりを推進するうえでの短時間勤務制度、育児休業制度など関係制度を周知することにより、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、働き方の見直しを促進します。
- 出産や育児等により離職せざるを得なかった女性の再就職準備や就労等を支援するため、就職に関する情報の提供やスキルアップに向けた講座等を実施します。
- 子育てしながら自分らしい働き方や自己実現を行う方法として「創業」を選択し、アイデアや感性、趣味や特技を活かした事業を円滑に実施するため、女性目線でのセミナーのほか、先輩女性起業家や様々な支援機関と連携し、サポートするとともに、創業を目指す者の資金調達の円滑化を図るため、創業者向け融資制度の充実・強化に取り組みます。
- 各産業において、女性活躍の場の拡大に向けた支援を行うとともに、子育てしやすい環境づくりを進めます。
- 病院に従事する職員等のために保育施設を運営する事業について助成することにより、医療の現場等における仕事と子育ての両立を支援します。
- 徳島県職員においては、「徳島県特定事業主行動計画」にのっとり、テレワーク等の柔軟な働き方の推進、超過勤務の縮減、子育て支援、男性の育児休業取得促進、女性職員の活躍推進等の取組を進め、職員の子育てと仕事の両立支援等を図っていきます。  
また、計画に基づく取組状況については、毎年度、職員で構成する推進委員会においてフォローアップし、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映します。

## ② 男性の育児・家事への主体的な参画

- 男女がともに働き、子育てできる職場づくりに取り組む企業等を支援します。
- ひとりで育児を抱え込まず、夫婦（または保護者）の協働を中心に、子育て支援サービスやツール、周囲の人を頼りながら、楽しみを感じつつ行う育児（＝「チーム育児」）を、子育て家庭のロールモデルとして普及啓発していきます。
- 男性が育児参加しやすい職場づくりは、社員の仕事力、人間力の向上にもつながることから、経営者や管理職に対する研修会の開催や企業等へのアドバイザー派遣などにより、子育てしやすい職場づくりを推進します。
- 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた普及啓発等に取り組みます。

## 施策の方向(3) ひとり親家庭への支援

こども・若者の健全な成長が確保されるよう、ひとり親家庭の子育てを支え、自立を支援することにより、その世帯の生活の安定と向上を図ります。

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等を行います。

### ① 生活の安定を図る支援

- ひとり親家庭へ医療費助成を行う市町村に補助金を交付することにより、ひとり親にかかる医療費の自己負担軽減を図ります。
- ひとり親家庭の教育費に係る負担を軽減し、生活の安定を図ります。
- ひとり親家庭の孤立化を防ぐため、母子・父子自立支援員や地域の支援者、母子家庭等就業・自立支援センター、教育機関、市町村などの関係機関が連携し、ひとり親家庭等にワンストップで総合的な支援を行う体制の強化を図ります。
- ひとり親世帯や多子世帯などの生活の場が確保できるよう、公営住宅の優先入居を行います。
- ひとり親が病気や仕事などでこどもの養育が一時的に困難になった場合に、家庭生活支援員の派遣による日常生活支援事業や、児童養護施設や乳児院で短期間こどもを預かる子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）が利用できるように支援します。
- 児童扶養手当、児童手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金等に関する情報を提供することにより、適切な給付と貸付けを行うなど経済的支援に取り組みます。
- ひとり親家庭の経済的安定のため、無料の弁護士相談や手続き費用の立て替え等、様々な制度を活用し、養育費の確保に向けた支援を行います。
- ひとり親一人一人のニーズに合わせた必要な支援をタイムリーに届けるため、時間や場所に縛られないインターネットやSNS等を用いた情報提供の充実を図ります。
- 配偶者等と離別して自立しようという意思を持つDV被害者等に対して、安全・安心確保のための仮住居の提供、相談、援助を行い、早期の自立を促進します。

## ② ひとり親の就労・就業支援の推進

- ひとり親が子育てと仕事を両立しながら生活の安定を図ることができるよう、自立支援プログラムの策定を行うとともに、関係機関と連携しながら、ひとり親に寄り添ったよりきめ細かな就業支援や、企業の雇用ニーズに応じた所得の増加が期待できる講習会を実施します。
  
- ひとり親が子育てと仕事の両立ができるよう、市町村と連携し、延長・休日・夜間保育、病児・病後児保育や一時預かりが利用できるように支援します。また、安心して就業、求職活動、職業訓練を行うことができるよう、市町村において保育所、認定こども園等の利用機会を確保します。
  
- ひとり親家庭が安心して子育てを行い、就業や就業に向けた職業訓練の実施が可能になるように、保育所における利用機会の確保や多様な子育てサービスの提供を市町村と連携して実施するとともに、休業中の給付金支給や貸付制度などハローワークと連携して実施します。

## 2 施策の総合的推進体制の整備

すべてのこどもが笑顔になれる「こどもまんなか・とくしま」の実現に向けて、こども施策を総合的に推進していくためには、徳島県こども計画に基づく各種事業を実施する庁内の各部局と相互に連携を図るとともに、市町村や各種団体等の関係機関とも緊密に連携し、実効性ある事業を推進していく必要があります。

また、施策の進捗状況や推進目標の状況を点検・評価し、こども施策に関する県民ニーズや社会環境の変化を的確に捉え、計画の評価・見直しを行いながら事業を実施していきます。

### 1 計画の推進体制の整備

#### (1) こども・若者、子育て当事者の意見聴取とその反映

こども施策の策定・実施・評価に当たっては、こども・若者、子育て当事者の意見を聴き、その意見を反映させるために必要な措置を講じながら、施策を推進します。

#### (2) 県における推進体制

こどもに関する事業関係者や学識経験者、公募委員等から構成される「とくしまこども未来会議」から幅広く意見を聴き、関係各部局が一体となり庁内における推進体制において、こども施策を総合的に推進します。

#### (3) 事業者、関係団体等との連携強化

- ・ 仕事と子育ての両立支援や若い世代の雇用促進等の取組には、企業の協力が不可欠であることから、経済・労働団体、企業等と連携・協力して、積極的な啓発活動を推進します。
- ・ NPO法人、子育てサークル等の団体が相互に連携を図り、地域全体で積極的に子育て家庭を支援するとともに、こどもの居場所の提供や安全対策等の取組を推進します。

#### (4) 国及び市町村との連携

- ・ こども大綱を踏まえ、こども関連の国の支援施策や情報等を活用するとともに、国の関係機関とも連携を図り、効果的に施策を推進します。
- ・ こども施策を推進する上で、県民に身近な市町村の役割は非常に重要であることから、市町村との連携を一層密にし、協働して施策の推進に努めます。

### 2 計画の進行管理・見直し

#### (1) 点検評価・進行管理

計画の推進に当たっては、毎年度、計画に基づく施策の実施状況、成果目標の達成状況、施策の効果や課題等について、とくしまこども未来会議において意見をいただき、点検・評価を行います。また、その結果を広く県民に公表するとともに、翌年度以降の施策に反映させ、社会経済情勢の変化に対応した実効性のある計画を推進します。

#### (2) 計画の見直し

徳島県のこどもを取り巻く状況の変化に対応するため、計画の内容については、必要に応じて見直しを行うとともに、見直し結果を施策に反映します。